

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

マリ人権報告書 2020 年版

概要

マリは立憲民主主義体制であるが、それは 8 月 18 日から 19 日にかけて、軍の一部が選挙で選ばれた政府を転覆させたことで大打撃を受けた。短期間の軍政を経て、9 月には民政移管に向けた暫定政府が発足した。同国における前回の大統領選挙は 2018 年に実施され、最低限の水準を満たした選挙によりイブラヒム・ブバカール・ケイタ (Ibrahim Boubacar Keita) が大統領に再選された。3 月 29 日と 4 月 19 日には、繰り返し延期された国民議会選挙が行われた。4 月 30 日には憲法裁判所が 30 議席に関する暫定選挙結果を覆したことで大規模デモが発生し、当時のケイタ大統領の辞任を求める声が高まった。8 月 18 日には軍当局者がケイタを逮捕し、彼は 8 月 19 日に大統領を辞任して政府を解散した。軍当局者は国民救済委員会 (National Committee for the Salvation of the People : CNSP) を設立したが、同委員会は 9 月 25 日に暫定政府が発足するまで権力を掌握していた。

マリの防衛及び治安部隊は、マリ軍、国家憲兵隊 (National Gendarmerie)、国家警備隊 (National Guard) により構成される。マリ軍、国家憲兵隊、国家警備隊は、行政組織上は国防省の管轄下にあるが、国家警備隊と国家憲兵隊の運営管理については、治安維持及び国民保護担当省 (Ministry of Security and Civil Protection) と分担している。国家警察 (National Police) は安全保障省 (Ministry of Security) の管轄下にあり、都市部での法の執行と秩序維持の責任を負っているが、他方国家憲兵隊は農村部でその責任を負っており、また、国境警備の専門部隊も含んでいる。国家警備隊と軍は時折、警察や憲兵隊がいない北部地域でこの種の活動を行っていた。治安維持及び国民保護担当省の任務には、国家が危機に瀕するような災害や暴動などの例外的な状況での秩序の維持が含まれる。全国刑務所運営局 (National Penitentiary Administration) は司法省 (Ministry of Justice) の管轄下にある。マリの諜報機関は、いかなる案件をも捜査し、大統領に直接報告を行うことができる長官の裁量で人々を一時的に拘禁する権限を有する。拘禁が行われたのは、通常はテロや国家の安全保障が危機に瀕した場合のみであった。文民当局が文民及び軍の治安部隊を効果的に統制できていたとは限らない。監視団は、防衛部隊と治安部隊に対する、作戦中に行われた即決の処刑や強制失踪に対するものを含む申立てが 2020 年中に増加したことを指摘した。治安部隊の隊員による職権乱用の件数は非常に多かった。

マリでは、政治の混乱に加えて、コミュニティ間の暴力事件や過激派による暴力事件も多く発生した。牧畜遊牧民のフラニ族と農耕狩猟民のドゴン族の間の暴力事件は年間を通して増加し、国内避難民の数は 2018 年 7 月から (2020 年) 7 月までの間に 4 倍になった。国内において、国連マリ多元統合安定化ミッション (UN Multidimensional Integrated

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Stabilization Mission in Mali : MINUSMA) とフランス軍によるテロ掃討作戦であるバルカン作戦は継続して実施されていた。

重大な人権問題には、政府及び非国家組織による超法規的殺害を含む、違法な又は恣意的な殺害、政府軍による強制失踪、政府軍による拷問、及び残虐、非人道的、若しくは劣悪な扱い、過酷で生命を脅かす刑務所の状況、恣意的な逮捕又は拘禁、政治的受刑者又は政治的理由による被拘禁者、司法の独立性に関する深刻な問題、国内紛争における重大な虐待行為、犯罪的誹毀行為及び名誉毀損に関する法律を含む、報道とインターネットの自由に関する重大な制限、平和的な結社の自由に関する重大な干渉、重大な汚職行為、女性への暴力に対する調査と説明責任の欠如、政府の支援による事案も含む、政府軍及び非国家武装集団による児童兵の違法な徴用及び使用、人身売買、国籍上の少数派及び少数民族を標的とした暴力による犯罪、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、又はインターセックスの人々を標的とした暴力、若しくは暴力の脅威による犯罪、合意による成人間の同性間の性行為を罰するための法律の利用、そして、最悪の形態における児童労働の存在が含まれる。

政府は、治安部隊、又はそれ以外の政府のどの部署においても、職権乱用をした政府職員を調査、起訴、又は処罰する努力をほとんどしていなかった。マリ北部及び中央部における重大犯罪に対する刑事責任の免除はほとんど例外なく続いていた。大量虐殺、強制失踪、又はその他の深刻な人権侵害に関する事件は、10月の時点で5件が裁判の準備が整ったとされたものの、それ以外は捜査の段階からほとんど先に進まなかった。

少数民族の民兵組織もまた、即決の処刑、住宅や食料品店の破壊、及び村落全体の焼き討ちなどを含む深刻な人権侵害を行っていた。2015年のアルジェ包括的和平協議にかかる和平・和解合意（2015 Algiers Accord for Peace and Reconciliation in Mali : アルジェ合意）にもかかわらず、署名者である武装集団は、即決の処刑、拷問、並びに児童兵の徴用及び使用といった深刻な人権侵害を行っていた。大サハラのイスラム国（ISIS in the Greater Sahara : ISGS）系組織や、アルカイダ系組織であるイスラムとムスリムの支援団

（Jama'at Nusrat al-Islam wal Muslimin : JNIM）等のテロリスト集団は、いずれも和平プロセスの当事者ではなく、人道活動家を含む民間人や軍及び平和維持軍の兵士を誘拐し殺害した。また、ブルキナファソとニジェールから派遣されてマリで対テロ掃討作戦に従事していた軍が深刻な職権乱用を働いたという疑惑もあった。ナイジェリア軍による調査は、彼らが関連する疑惑に対して異議を唱え、責任は過激派にあると結論づけた。年末の時点で、ブルキナファソ当局によるブルキナファソ軍の職権乱用の疑惑に関する調査の情報はない。

第1節 以下からの自由を含む、個人の完全性の尊重：

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

a. 恣意的な生命の剥奪、及びその他の違法な又は政治的な動機に基づく殺人

政府及びその管下機関が、恣意的又は違法な殺人を犯したという複数の報告があった（第1節 g.を参照）。治安部隊に対する最初の捜査の実施に責任を負う組織は憲兵隊である。その後、警察による暴力行為の疑いであれば司法省による捜査に、軍による職権乱用の疑いであれば国防省による軍事法廷での捜査に移される。違反内容や軍事法廷の処理能力の状況によっては、軍による職権乱用は司法省が取扱う場合もある。

5月11日、マリ中央部にあるカイ（Kayes）の町で、非番の警察官が交通違反をした10代の若者に発砲して殺害したとされる事件があり、その後抗議活動が数日に渡って続いたが、その中で少なくともさらに2名が死亡した。この2名の民間人は治安部隊により殺害された疑いがあったが、憲兵隊が捜査を行い、抗議参加者による犯行であったと結論づけた。

7月10日から13日にかけて、首都バマコで行われた反政府デモに対して治安部隊が介入した際に、子ども2名を含む14名が殺害された。11月、MINUSMAの人権保護部

（Human Rights and Protection Division：HRPD）は、これらの殺害事件は、国家憲兵隊、国家警察、国家警備隊、及び対テロリスト特別部隊（Special Anti-Terrorist Force：FORSAT）の行為によるものであるとした。さらに、FORSATの行為により14名中2名が死亡したと結論づけられており、過剰な武力を行使したばかりでなく、対テロリズムというFORSATの任務の範囲外である法の執行業務に対して違法に介入したとされた。ヒューマン・ライツ・ウォッチとアムネスティ・インターナショナルもまた、同抗議活動における治安部隊による過剰な武力の行使とFORSATの役割について検証を行った。7月15日、当時の首相官邸は殺害事件におけるFORSATの役割に対する疑惑に対する調査を行う旨を発表し、12月3日、暫定政府の国民評議会（National Council）は、7月10日から13日までの事件に対して新たに調査を行うことを勧告した。

これとは別に、マリ全土における人権侵害の状況を監視しているMINUSMAのHRPDは1月から6月までの間に700人を超える民間人が殺害されたと報告した。このうち、マリの防衛及び治安部隊（MDSF）が、年の前半6か月で少なくとも195件の超法規的殺害を行ったとされている。アムネスティ・インターナショナルが2020年に検証した超法規的殺害に関するその他の事件では、2月16日、マリ軍（FAMa）がマリ中央部にあるBelidanedjiの村で非武装であった5名を殺害したとされている。超法規的殺害に関して、国防省の命令を受けた多数の捜査が継続中である。

テロ集団、アルジェ合意の署名武装集団及び非署名武装集団、そして少数民族の民兵組織もまた、国内紛争に関連して数多くの恣意的殺害を行った。年の前半6か月を対象としているHRPDの同報告書では、82件の殺害がテロ分子によるものとされ、少なくとも18件

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の殺害が、北部民兵プラットフォーム（Platform of Northern Militias：プラットフォーム）及びアザワド運動連合（Coordination of Movements of Azawad：CMA）を含む、アルジェ合意の署名武装集団及び非署名武装集団によるものとされた。HRPD はさらに、同期間における少なくとも 350 件の民間人の死亡は、少数民族の民兵組織により行われる場合が多いコミュニティ間の暴力行為の結果であると報告した。HRPD の報告書ではまた、G5 サヘル合同軍（G5 Sahel Joint Force）（18 件）、ナイジェリア軍（34 件）、及びブルキナファソ軍（50 件）の兵士がマリ国内で行った超法規的処刑についても主張している。

過激派集団と犯罪分子による攻撃は、引き続き北部地域を超えて中央部にあるモプティ（Mopti）州及びセグー（Segou）州、そして西部のカイ（Kayes）州で行われた。過激派集団は、民間人に加えて政府及び国際治安部隊の隊員を狙う際に即席爆発装置（IED）を使用するが多い。例えば、6 月 7 日、モプティ州の Jamweli からドウエンツァ（Douentza）まで民間人を運んでいたトラックが IED の爆発を受け、7 名が死亡して少なくとも 24 名が負傷した。IED 関連の事件ではないが、3 月 19 日には、ガオ（Gao）州ターキント（Tarkint）にある軍のキャンプを武装した者たちが襲い、少なくとも 29 名が死亡して 5 名が負傷した。5 月 10 日には、チャドの MINUSMA 平和維持部隊の車列がキダル（Kidal）州アゲルホック（Aguelhoc）で IED に当たり、少なくとも 3 名が死亡して 4 名が負傷した。IED はまた、橋などの重要インフラを標的とする場合にも繰り返し使用され、人道支援、重要な交易ルート、そして治安部隊からコミュニティが切り離されることとなった。

レッドベレー（FAMa の第 33 パラシュート部隊隊員）の隊員 21 名、及び旧軍事政権メンバーのユスフ・トラオレ大佐（Colonel Youssouf Traore）の失踪、拷問、及び殺害に対して、2012 年のクーデターのリーダーであるアマドゥ・サノゴ（Amadou Sanogo）を含む容疑者の訴追はあまり進展していなかった。1 月 28 日、バマコの控訴裁判所は 2013 年から収監されているサノゴに対し、公判前拘禁の期間が非合理的に長いという理由で条件付きの釈放を認めた。

b. 失踪

過激派集団によるものと思われる強制失踪に関する多数の報告があった。マリ中央部及び北部では、MDSF により行われたと思われるものもあった。MINUSMA の HRPD は、年の前半 6 か月に発生した 40 件の強制失踪に MDSF が関与し、71 件の強制失踪及び誘拐に武装集団が関与したと報告した。アムネスティ・インターナショナルが 6 月に発表した、サヘル地域での治安部隊による人権侵害に関する報告書でも、MDSF が対テロ掃討作戦などの実行中に数十件の強制失踪と即決の処刑に関与したと報告した。2019 年 12 月には、セグー州のマリエマナ（Maliemana）市場で少なくとも 26 名が FAMa のパ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

トロール中に逮捕されたが、その後彼らの姿を見た者はいない。報告によれば、遺体は7日後に近くの N'Doukala の村にある井戸で発見されたということである。政府は逮捕の10日後に声明を発表し、調査を行う旨に加え、本件に関する正式な調査を行うという軍の訴追命令は12月時点で担当判事が任命されるまで延期されていることを公表した。国連は本件に関する事実調査団を立ち上げたが、調査結果は公表されなかった。武装集団による誘拐のうち著名人が被害にあった例として、3月25日に、野党リーダーで前大統領候補のスマイラ・シセ (Soumaila Cisse) が議会選挙の運動中に拉致された事件が挙げられる。この拉致事件は、JNIM 系の、アマドゥ・クーファ (Amadou Kouffa) のマシーナ解放戦線 (Macina Liberation Front : MLF) による犯行であると報告されている。10月8日、シセは3名の外国人の人質と共に、約200名の過激派の容疑者との交換により解放された。

人権監視団員は、北部の紛争に関連して拘禁されたと伝えられている数十人の収監者の所在を引き続き確認することができなかったと報告した。これは、報告されていない拘禁中の死亡、秘密裏の釈放、及び政府諜報機関である国家治安局 (General Directorate of State Security : DGSE) への被収容者の極秘の移送のためである可能性がある。訴訟管理に関する最新かつ正確な情報を把握する能力が限定的であるために、マリの刑事制度のなかで失踪者の所在を把握することはより困難になっている。COVID-19 のパンデミックにより、健康上の安全確保という理由で多くの組織が刑務所へのアクセスを拒否される、及びアクセス不能となったことも、このことに影響した。人権団体は、DGSE が少なくとも60人の未承認の被拘禁者を収容していると推定したが、DGSE の施設を訪問することはできなかったことにも言及した。国家人権委員会 (National Commission for Human Rights : CNDH) の主張により、これらの未報告の拘禁案件のうち少なくとも2件が年内に司法の手に委ねられた。1つは2012年の軍事政権メンバーであるセイバ・ディアラ (Seyba Diarra) が関係する事件で、もう1つは市民社会組織のリーダーであるクレマン・デンベレ (Clement Dembele) が関係する事件である。

c. 拷問及びその他の残虐で、非人道的な、若しくは劣悪な扱い又は刑罰

憲法及び制定法は、拷問及びその他の残虐で、非人道的な、若しくは劣悪な扱い又は刑罰を禁じているが、複数の報告書において、FAMa の兵士が、JNIM 系組織を含む過激派組織との関連性が疑われる者に対してこのような行為をした可能性が示唆された (第1節 g. を参照)。MINUSMA の HRPD は、年の前半6か月で MDSF による拷問又は残虐で非人道的な取扱いが56件あったと報告した。他の組織は拷問の疑いについて多数報告している。アムネ스티・インターナショナルとその他の組織の報告書によれば、2月、Kogoni-Peulh 選出の議員であるウマル・ディアロ (Oumar Diallo) は、彼のコミュニティから、以前逮捕された村民の所在についてセグーの憲兵隊基地に確認してほしいという依頼を受

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

けた。彼は逮捕されて、ディアバリ（Diabaly）にある軍のキャンプに拘禁され、虐待を受けたといわれている。彼はその後、軍によりセグーに移送されている間に死亡した。アムネスティ・インターナショナルは、彼を埋葬した人が「彼の遺体に虐待の痕が見える」と述べたと報告した。反対運動である 6 月 5 日の運動－愛国部隊の集会（the June 5 Movement-Rally of Patriotic Forces : M5-RFP）のリーダーたちは、暴力的であった 7 月 10 日から 12 日までの抗議運動の結果として逮捕され、バマコにある憲兵隊キャンプ I の拘禁施設で憲兵隊に拷問又は虐待を受けたと主張した。年末の時点で、国際組織によるこれらの疑惑の調査は継続中である。

国連フィールド・ミッションにおける行動（Conduct in UN Field Missions）のオンライン・ポータルによれば、国連ハイチ安定化ミッションに動員されている国の平和維持軍兵士 1 名による性的搾取及び虐待に関する疑惑が、1 件未解決のままになっている。この疑惑の申立ては 2017 年に提出され、2 名の成人との搾取的な関係が関係しているとされている。9 月の時点で、国連は容疑を立証して容疑者を本国に送還したが、政府は説明責任に関して取られた対策を開示しなかった。

アムネスティ・インターナショナル、MINUSMA の HRPD、及び様々な非政府組織（NGO）の主張によれば、刑事責任の免除は、FAMa を含む防衛及び治安部隊における深刻な問題であった。国防省は FAMa に対する疑惑のうち一部の調査を指示したといわれているが、政府は、調査の範囲、進捗、又は発見事項に関して限定的な情報しか提供していない。調査過程における透明性の欠如、調査の指示と完了に要する時間の長さ、人権侵害に関して治安部隊が訴追を受けないこと、そして、裁判にかけられた少数の案件の結果について限定的な情報しか得られないこと、これらの全てが防衛及び治安部隊における刑事責任の免除につながっている。

刑務所及び拘置所の状況

刑務所の状況は、過密で衛生状態と医療が不十分なため、過酷で、生命を脅かすものであった。

物理的な状況：8 月の時点で、設計収容人数 400 名の施設であるバマコ中央刑務所（Bamako Central Prison）に約 2,300 人の被収容者が収容されていた。他の刑務所における収容率は著しく高かった。被収容者は、年齢（成人又は未成年）、ジェンダー、そして犯罪の種類（テロリスト又は刑事犯）により分けられた。バマコの女性刑務所では、収容状況は男性刑務所よりは良かった。

法律により、当局は逮捕者を 72 時間まで警察署で拘束できるが、女性や子どものために区切られた拘禁スペースはなかった。刑務所当局は、受刑者と未決拘禁者を同房に収容し

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ていた。8月の時点で、当局はテロ関連の罪で逮捕した372人をバマコ中央刑務所の警備が嚴重な部門とクリコロ（Koulikoro）で収容していた。人口増加と人口過密を受けた全体的な治安状況と非効率的な裁判により未決拘禁者が増加し、また刑期を終えた受刑者を釈放しなかったことにより刑務所の状況はさらに悪化した。憲兵隊及び警察の留置施設は、年末の時点で収容人数の限界に達した。

マリの刑務所管理局（DNAPES）は、8月の時点で、刑務所及びその他の刑事施設に収容されていた者のうち18人が心臓発作、脳の外傷、及び呼吸器疾患などで死亡したと報告した。司法省から管理及び予算上の支援を受けている独立機関であるCNDHは、死亡は不健康な刑務所の状況に原因があるとした。加えて、セキュリティ対策の不備と全般的な資源の不足のため、当局は刑務所の管理を維持できなかった。6月5日、バマコ中央刑務所における暴動により4名の被収容者が死亡し、8名（刑務官1名を含む）が負傷した。

刑務所の食糧は質と量ともに不十分であり、また刑務所の医療施設も不十分であった。衛生設備の欠如は、引き続き被収容者の健康に最も重大な脅威をもたらしていた。バケツをトイレとして使っていた。全ての刑務所が飲用水を入手できたわけではなかった。換気、照明、温度は、多くの貧しい都市部の家庭と似たような状態であった。

管理：刑務所への苦情を受け付けるオンブズマンはいなかった。しかしながら当局は、受刑者及び被拘禁者らに対して、CNDHを通して直接、又は共和国オンブズマン事務所（Office of the Ombudsman of the Republic）経由で、非人道的な状況に関する信憑性がある申立ての調査を要求するために、司法当局に不服申立てを行うことを許可していた。刑務所の在監者はまた、CNDHが刑務所を検査している際に口頭で収容状況に関する不服を申し立てていた。刑務所に立入り、人道にかなった状況を徹底させることを任されているCNDHは、バマコ中央刑務所やその他の施設の在監者を訪問していた。CNDHは法律により、刑務所当局からの事前の承認なく刑務所に立ち入ることができる。7月12日、CNDHは、M5-RFPのリーダーたちが7月10日の抗議運動とその後の暴力行為により拘禁されているバマコの憲兵隊キャンプIへの立入りを拒否された。国連は、最終的には拘禁されている抗議運動のリーダーたちと面会することができたと報告した。CNDHはバマコ以外にある刑務所に頻繁に立入っていたが、2012年に軍の収容施設を訪問した後は、複数回の立入り要請にもかかわらず立入りできていない。政府の全国刑務所運営局は刑務所と収容所の状況を調査し監視した。被収容者が宗教的な慣習を守ることは概して許されており、訪問者との接見もおおむね可能であった。

独立機関によるモニタリング：政府は人権監視団の訪問を許可し、人権団体は訪問を行っていた。政府は、NGOやその他の監視員に対して要望書を刑務所長に提出するよう求め、要望書はその後司法省に送付された。マリ人権協会（Malian Association for Human

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

Rights) は、バマコで刑務所を訪問した。MINUSMA 及び国際赤十字委員会 (International Committee of the Red Cross : ICRC) の人権監視団員は、定期的に CMA とプラットフォームのメンバーが収容されている拘禁施設を訪問していた。ICRC 職員は 2020 年中に、バマコ、クリコロ、モプティ、ティンブクトゥ (Timbuktu)、ガオ、及びキダルにあるものを含む、全国の少なくとも 11 の刑務所を訪問し、受刑者の基本的なニーズは規則どおり満たされていることを確認した。ICRC は、COVID-19 の蔓延を防ぐため、DNAPES に対して勧告を行ったり、予防や衛生のための設備を提供したりして支援した。

改善点：政府は、職員の訓練と物理的安全対策の向上のための措置を講じた。バマコの南約 30 マイルのところにあるケニエロバ (Kenieroba) で 90 億 CFA フラン (1,560 万米ドル) の刑務所建築プロジェクトが進行中であるが、一部は既に使用されている。建物の大部分は完成しているが、意図される運営に必要な十分な水道、電気、調度品、及び設備は整っていない。この刑務所の収容人数は 2,500 名で、国際的な基準を満たすように設計されたが、9 月の時点での収容者数は約 400 名であった。COVID-19 のリスクを最小化する対策として、4 月には少なくとも 1,400 名の在監者が恩赦となって国の刑務所施設から釈放された。

d. 恣意的な逮捕又は拘禁

憲法及び制定法は、通常、恣意的な逮捕及び拘禁を禁じている。それにもかかわらず、政府の治安部隊並びにプラットフォーム、CMA の部隊、及びテロリストの武装集団は、北部と中央部で続いている紛争に関連して多数の者を拘禁及び逮捕していた (第 1 節 g. を参照)。

法律は、被拘禁者が拘禁の法的根拠や恣意性について法廷で争うことを認めている。個人は概して、拘禁が恣意的なものであったと認められればすぐに釈放されていたが、法は政府からの補償、又は政府に対する補償請求権を定めていない。

逮捕手続、及び非拘禁者の扱い

法は、逮捕するには裁判官の発する令状を要求している。法はまた、警察に対し、逮捕から 48 時間以内に被疑者を起訴するか、又は釈放することを要求している。警察は大抵十分な証拠に基づいて令状を取り、正当な権限を有する担当官が令状を発行していたが、常にこの手順に沿って行われていたわけではなかった。法は、被疑者の身柄を逮捕から 72 時間以内に警察署から検察庁に移すことを規定しているが、当局は被疑者を警察署でそれよりも長く拘禁していることがあった。移送のための人的資源の欠如がその理由とされる場合が多かった。当局は、特に軽微な犯罪や民事事件に関して、保釈の限定的な権利を有

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

する被拘禁者に条件付き保釈を与えることができる。当局は、時には被告人を自己誓約に基づいて保釈していた。

被拘禁者は自ら選んだ弁護人を依頼する権利を有するが、経済的に余裕がない場合は国選弁護人を利用できる。通常、被拘禁者と弁護士との接見機会は速やかに与えられる。それにもかかわらず、代理人の不足（特にバマコとモプティ以外の地域）により、弁護士による代理行為を利用する権利が妨げられる場合が多かった。こういった事態で著名人が関係するものが少なくとも1件発生し、クレマン・デンベレが逮捕された際、弁護士との早期の接見機会が与えられなかった。

恣意的な逮捕：人権団体は、至る所で恣意的な逮捕及び拘禁の疑いがあると報告した。多くの場合、憲兵隊員が DGSE の命令に基づいて被疑者を拘禁し、その後取り調べのために被疑者の身柄を DGSE に移しており、そこで被疑者は大抵の場合、数時間から数日間拘禁された。しかし、広大な国土、移動時間の長さ、劣悪な道路状況、及び、職員や資源の不足により、移送過程そのものに1週間以上かかることがあり、その間、警備担当者は被拘禁者らに嫌疑の内容を知らせていなかった。当局は、釈放された被拘禁者に対して、逮捕された場所に戻るには多くの場合数日間を要するにもかかわらず、輸送手段を提供していなかった。こういった拘禁は、大抵、盗賊やテロリストによる攻撃の後に起き、攻撃を実行したと疑われる民族集団を標的にしていた。

MINUSMA によれば、マリ北部では CMA が徐々に事実上の当局として国家に取って代わったため、彼らが違法に拘禁を行ったり、キダル再拘禁センターの収容者を恩赦にしたりもした。MINUSMA の HRPD は、CMA の代表が COVID-19 のリスクを最小化する対策として、HRPD が違法に拘禁されていると強く主張していた 21 名を 5 月 22 日に恩赦にしたと述べた。

6 月 23 日、フラニ族の組織であるタビタル・プラーク（Tabital Pulaaku）は、ジェンネ圏（circle of Djenne）にある Niaouro の町で複数の市民が恣意的に逮捕されたと告発した。複数のフラニ族の組織も、ドゴン族の村である Gouari、Diimto、Diallaye、及び Pangabougou に対する襲撃で少なくとも 32 名の民間人が殺害された後、7 月 5 日にバンクカス圏（circle of Bankass）にあるネマ（Nema）の村で約 20 名が違法に逮捕されたと告発した。これらの組織は、逮捕は彼らの民族的出自のみに基づくものであると主張した。多くの者が後日釈放されたが、釈放されなかった者はバマコに移送された。

8 月 18 日、軍による政府転覆後、大統領や首相を含む 12 名以上の軍及び政府高官が逮捕され、カティ（Kati）にある軍の基地で拘束された。西アフリカ諸国経済共同体（Economic Community of West African States : ECOWAS）、外交団、及び人権団体が繰り返し介入して彼らの解放を求めた後、8 月 27 日に大統領は解放されて自宅に軟禁され

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

た。彼は、バマコでの入院を経て、9月5日に治療のため出国が許可された。首相、国民議会議長、及び軍指導部を含む旧政府メンバーの少なくとも13名が、9月25日に暫定政府の大統領と副大統領が宣誓就任式を行った後、10月7日に不起訴処分で釈放されるまで拘禁された。一部の人権団体は彼らとの面会が決して許されなかったが、その他の組織は、最終的に被拘禁者との面会が許可されるまで、面会許可は遅れていると報告していた。これらの組織の1つは、被拘禁者が彼ら自身を「人質」と呼び、情報を得る権利や訪問を受ける権利が尊重されていないと述べたことを報告した。

現地報道によれば、8月18日、辞任させられた元大統領の息子であるブバカル・ケイタ（Boubacar Keita）も拘禁され、12月の時点でも引き続き父親の自宅で軟禁状態にあるということである。ブバカル・ケイタによるものとされる書簡のなかで、彼は自身の状態を嘆いてこう書いている。「(私の)電話が没収されて以来、妻、子ども、その他の家族から連絡を受けることができず、時折、間接的に口頭で様子を聞くのみであることを忘れないでほしい。」

公判前拘禁：起訴に相当する違反又は犯罪には3つの分類がある。違反、軽罪、そして重罪である。法により、裁判は、起訴内容に対する有罪判決に紐づく量刑手続により異なる所定の期間内に行われることが定められている。軽微な軽罪に近い違反の場合、刑罰は1日から10日までの禁錮又は罰金刑となる可能性があり、捜査のための期間が不要であることから公判前拘禁は行われない。重大な軽罪の場合、刑罰は2年未満の禁錮となる可能性があり、拘禁期間は6か月であるが、1度の延長が可能で、合法的な公判前拘禁の期間は合計1年となる。禁錮2年から5年までとなる可能性がある軽微な重罪、若しくは、5年以上の禁錮又は終身刑（又は死刑）となる可能性がある重大な重罪の場合には、被告人の拘禁期間は1年間であるが、2度の延長が可能で、合法的な公判前拘禁の期間は合計3年となる。これらの法的な制約があるにもかかわらず、法による制限を超えた長期の公判前拘禁が引き続き問題となっていた。司法の非効率性、被拘禁者の多さ、汚職、そして職員の不足がこの問題の原因となっていた。被拘禁者の中には、時には裁判が開始されるまで数年間刑事施設に収容されている者もいた。9月の時点で、被収容者の69%が公判前拘禁であった。

2012年のクーデターのリーダーであるアマドゥ・サノゴが最初に逮捕されたのは2013年であったが、1月28日、バマコの控訴裁判所は釈放を命じた。多くの人々が彼の条件付き釈放には政治的な動機があるとみていたが、司法当局は、公判前拘禁の期間が法による制限を超えていることを釈放の理由の1つに挙げた。

4月には、COVID-19のパンデミックにより、ウイルスの拡散を最小限とするために既決重罪犯が早期の釈放を許されたものの、このような措置は公判前の被拘禁者には適用され

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

なかった。

e. 公正な公判の否定

憲法は司法の独立と公平な裁判を受ける権利を規定しているが、行政機関は引き続き司法制度に影響力を行使していた。汚職と限定的な資源が裁判の公正さに影響を与えていた。国内の人権団体によれば、裁判では贈収賄と斡旋収賄が蔓延していたとのことであった。裁判所命令の執行にあたって問題があった。ある司法当局の職員は、憲兵隊の隊員が逮捕令状の執行を要求された場合にも行わず、司法に対する支援を行おうとしないと主張し、軍からの干渉と、軍関係者が出頭命令に従わないことを指摘した。時には裁判官が、一度に数か月間も管轄区域にいないことがあった。村長と政府が任命した治安判事が、農村地域の紛争の大部分に判決を下していた。治安判事には、捜査、犯罪訴追手続、そして裁判官の役割があった。このような伝統的な制度は、民事裁判所及び刑事裁判所と同じ権利を付与しているわけではなかった。

裁判手続

憲法は公正な裁判を受ける権利を規定しており、裁判官は概してこの権利を遵守していたが、人員、後方支援（通訳者など）、及びインフラ（裁判所の建物）が不十分であることに加え、デジタル化されていない記録及び訴訟管理システム、セキュリティ上の問題、そして政治的圧力が裁判の進行を妨げ、阻害したことがあった。訴訟手続はしばしば遅れて、裁判が始まるまで何年も待っている被告人もおり、多くの場合は合法的な公判前拘禁の期間を超えていた。法律は、判事により有罪の判決が出されるまでは被告人が無罪であると推定する。被告人は、起訴されてから全ての上訴までの期間を通じて、起訴内容に関する情報を、必要に応じて無料で通訳の提供も受けて、迅速かつ詳細に知る権利を有する。未成年者や注意を要する家庭に関する事件の場合には、事件の被害者又はその他の弱い立場にある人々の利益を守るために裁判は非公開で行われたが、そのような場合を除けば、裁判はおおむね公開法廷で行われていた。

被告人は、自ら選んだ弁護人と意思疎通する権利（また、重罪の場合及び未成年者が関与している事件においては、公費で弁護人を附してもらう権利）を有する。裁判所が、被告人が貧困者であると宣言したときは、裁判所は公費で弁護人を附し、裁判所は全ての費用請求権を放棄する。行政機関の未処理の業務と、特に農村部での代理人の不足は、しばしば迅速な接見を妨げていた。被告人とその弁護人は、弁護の準備、政府が保有する証拠の閲覧、検察側の証人に対する審問、及び被告側の証人と証拠を提示するための十分な時間と便宜を与えられる権利がある。政府は、概してこれらの権利を尊重していた。被告人は、自己に不利益な証言又は罪の自白を強要されてはならず、控訴裁判所（Appellate Court）及び最高裁判所（Supreme Court）に判決を上訴することができる。法律はこれら

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の権利を全ての一般市民に拡大している。

政治犯、及び政治的理由による非拘禁者

政治犯、又は政治的理由による非拘禁者に関する報告があった。例えば、5月9日、治安部隊は、汚職と失業に対抗するプラットフォーム（Platform against Corruption and Unemployment）の議長であるクレマン・デンベレを、彼が大規模な市民的不服従運動を呼びかけるバンバラ語のビデオをソーシャルメディアに公開した直後に逮捕した。5月25日、彼は釈放後のメディアによるインタビューで、拘禁される前に頭にフードをかぶせられたと詳しく語った。彼は、DGSEにより拘束され、地下の独房に移されるまでテロの容疑者たちと同房に拘禁されたと述べた。CNDHの介入後、デンベレはようやく、治安部隊の不服従をそそのかすためにメディアを利用したとして彼を起訴した、バマコのコミュニオンIの検事に面会することができた。9月2日に裁判が開かれ、9月30日、裁判所により本件は棄却された。

全国刑務所運営理事会（National Directorate for Penitentiary Administration）によれば、8月の時点で、当局は北部と中央部の紛争に関連するテロの容疑で372人を拘禁していた。被拘禁者の一部は自らを政治犯であると訴えていた。イスラム国家の独立又は設立のために戦っているとされた者はテロの容疑で告発されており、これを政治的拘禁であると主張していた。しかしながら、年末の時点で、政治的理由で拘禁されたのか、それとも政府に敵対する者であるという理由なのかについて、明確に示すものはない。政府は通常、刑務所内のより高度なセキュリティ対策が整った施設で紛争に関係した被収容者を拘禁し、他の被収容者と同じ保護を提供していた。国際人権団体と人道援助機関は、これらの刑事施設のほとんどに出入りすることができたが、DGSEによって運営されている施設の被拘禁者には面会できなかった。

民事上の訴訟手続、及び救済方法

個人及び団体は、人権侵害に対して民事上の救済を求めることができる。彼らは、ECOWASの司法裁判所（Court of Justice）及びアフリカ人権裁判所（African Court on Human and Peoples' Rights）にその訴訟事件を提訴することができる。世襲の奴隷制度に関する事件の場合、民事裁判所の命令は執行が難しい場合があると報告された。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は違法な干渉

憲法及び制定法は、私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する違法な干渉を禁じており、政府がこれらの禁止事項を遵守していなかったという報告はなかった。

g. 国内紛争での虐待行為

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

政府軍、アザワド解放民族運動（National Movement for the Liberation of the Azawad : MNLA）、アザワド統一高等評議会（High Council for the Unity of Azawad : HCUA）、及びアザワド・アラブ運動（Arab Movement of Azawad : MAA）を含むかつての分離独立派勢力、アザワド救済運動及びイムガード・トゥアレグと自衛団同盟（Movement for the Salvation of Azawad and Imghad Tuareg and Allies Self-defense Group : MSA and GATIA）を含む政府と連携している北部民兵組織、並びに、ISGS、JNIM、MLF、及びアル・ムラビトゥーン（al-Murabitoun）を含むテロ組織及び過激派組織は、北部及び中央部において深刻な人権侵害を行っていた。軍による人権侵害のほとんどは、フラニ系、トゥアレグ系、アラブ系の人たちを対象としていたとみられ、このような行為はこれらの民族と関わりを持つ武装集団による攻撃への報復として行われたか、テロ掃討作戦が増加した結果であると思われていた。

政府軍とフランス軍は、和平交渉及びその後の和平合意の当事者ではなかったイスラム・マグリブ諸国のアルカイダ（al-Qa'ida in the Islamic Maghreb）、アンサール・アッ・ディーーン（Ansar Dine）、MLF、アル・ムラビトゥーン、JNIM、ISGS などのテロ組織を標的にしていた。このようなテロ組織は、しばしば和平プロセスに参加している武装集団との関係を維持していた。

政府は、CMA が大部分を制している北部における人権侵害を追求し調査することができなかった。中央部での人権侵害事案の調査における国際的な支援にもかかわらず、起訴された事案の有無に関する証拠はない。人権団体は、不十分な資源、不安定な状態、そして政治的意思の欠如が、刑事責任の免除と戦うための最大の障壁であると主張し続けた。

殺人：政府軍、旧反政府組織、政府と利害が一致している北部民兵組織、及びテロ組織がマリ全土で殺人を犯していたが、特に中央部と（中央部よりは少ないが）北部の州で多発した。HRPD は、年の前半 6 か月で 700 名以上の民間人が死亡したと報告した。1 月 1 日から 3 月 31 日までは、紛争に関連する民間人の死亡事件の 82% がモプティ州とセグー州で発生したということである。同報告書では、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間においても同様の傾向が見られたとしている。

中央部のモプティ州とセグー州に住む民族のフラニ族が、政府の治安維持部隊による虐待を報告した。HRPD の第 1 四半期の報告書によれば、2 月 16 日、セグー州のニオノ圏（Circle of Niono）でテロ活動の容疑により合計 19 名が FAMa 兵士により逮捕されたということである。続けて HRPD は、容疑者のうち 13 名は殺害され、6 名は強制失踪させられたと報告した。8 月の時点で、憲兵隊はこのような超法規的殺害や強制失踪に関する調査を行っており、国防省は、派遣隊の指揮をしていた中尉を含む、派遣隊のメンバーに対する訴追を指示していた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

MINUSMA によれば、6 月 5 日、伝統的なドゾ族の獵師のグループを伴っていたといわれる、約 30 台の車両からなる軍用車列がモプティ州 Binedama の村に入り、村民に対して無差別銃撃を始め、37 名（3 名の女性と子どもを含む）を殺害したということである。MINUSMA の HRPD は、村民の住宅に火が放たれた際に少なくとも 3 名が焼死したと主張した。攻撃の最中には穀物倉にも放火された。

4 月から 6 月までを対象とする HRPD の四半期報告書は、6 月 3 日から 6 月 6 日までの間にマリ中央部の Yangassadiou、Binedama、及び Massabougou の村々に対して行われた 3 度の襲撃で、FAMa が少なくとも 61 名を殺害したか、即決の処刑をしたと主張した。その際 FAMa は、伝統的なドゾ族の獵師のグループを伴っていたことがあったといわれている（Yangassadiou と Binedama に対する襲撃の場合のみで、Massabougou への襲撃の場合にはなかった）。Massabougou への襲撃に関して、報告書は次のように述べている。「6 月 6 日の午前 11 時頃、複数の軍用車両に乗った FAMa 分子が Massabougou の村（ニオノ圏の Dogofry コミューン）を襲撃し、その間、家宅捜索を行い、9 名を逮捕した。逮捕者は、村の墓地の近くで即時に処刑された。信頼のおける情報源によれば、この襲撃は、同日の午前 3 時頃、身元不明の武装分子により Sarakala の村（セグーの町から北東 20 マイルに位置）にある軍駐屯地が武装攻撃を受けた後、パトロールのために送られた FAMa 分子により行われたということである。憲兵隊は Massabougou における疑惑に関して調査を行い、国防省はモプティの軍事裁判所に、派遣隊とその指揮官に対する訴訟手続の準備をするよう命じた。

テロリスト集団と身元不明の個人又は集団が多数の攻撃を行い、治安部隊と（アルジェ合意に）署名した武装集団のメンバー、平和維持軍兵士、そして民間人が死亡する事態となった。例えば、10 月 13 日、JNIM は中央部モプティ州にある Soukoura の町の FAMa 駐屯地を攻撃し、9 名の兵士が死亡した。その後まもなく、JNIM は、基地の戦力強化のために送られた兵士のうち少なくとも 2 名をさらに殺害した。10 月 15 日、軍用車列がキダルの近くで IED の爆発により、車列にいた平和維持軍兵士 1 名が死亡し、他にも負傷者が出た。アムネスティ・インターナショナルは、7 月 1 日、少なくとも 60 台のバイクと武装車両からなる隊列を構成していた身元不明の武装した個人の集団が、モプティ州バンカス圏の Tori 及びディアラサグー（Diallassagou）コミュニティにある Panga Dougou、Djimdo、Gouari、及び Dialakanda の村々を攻撃した際に、コミュニティ、市民社会、及び宗教の指導者たちを殺害したと報告した。彼らはまず Panga Dougou を襲って少なくとも 1 名を殺害し、その後 Djimdo に移動してさらに 15 名を、その後 Gouari で少なくとも 16 名を殺害し、さらに 4 名を負傷させた。攻撃の際に家畜とバイクが盗まれたといわれており、治安の不安定さにより農民たちは穀物の耕作ができなくなった。

移動牧畜（季節ごとに行われる人間ぐるみの家畜の移動）と牛の放牧をめぐる紛争に関連

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

する民族間の暴力事件は、モプティ州のドゴン族、バンバラ族、フラニ族のコミュニティ間で、セグー州のバンバラ族とフラニ族の間で、そして、ガオ州、ティンブクトゥ州、キダル州のトゥアレグ人とアラブ人の様々なグループの間で発生した（第6節を参照）。

複数の国際機関と人権団体がモプティ州におけるコミュニティ間の暴力事件、特に牧畜民のフラニ族と農耕民族のドゴン族の間の暴力事件に対して懸念を表明した。HRPDによれば、このコミュニティ間の暴力事件により、年の前半6か月に発生した98件の攻撃で350人以上の民間人が死亡した。フラニ族の自衛団が、少なくとも250名のドゴン族が死亡した81件の攻撃に関与し、一方で、ドゴン族とドゾ族の自衛団が、100名近くのフラニ族が死亡した17件の攻撃に関与したことがデータにより明らかになった。

2月14日、35人以上の村民が少数民族の民兵組織によりオゴサグ（Ogossagou）の村で殺害された。報告書によれば、この攻撃は、軍が突然、近隣の駐屯地を交代の部隊もないままに空けた数時間後に発生したということである。同駐屯地は、2019年3月に発生した同村への攻撃の後に設けられており、このときの攻撃では150人以上の村民が死亡した。複数の報告書によれば、同村の村民は、攻撃の前の数時間にわたり、軍、MINUSMA、及び地元政府に対して攻撃が差し迫っているおそれがあると警告していたということである。攻撃は、マリ軍とMINUSMAの部隊が最終的に村に戻った後ようやく終わった。MINUSMAの人権に関する事実調査団は、ドゴン族のコミュニティの武装した男たちが攻撃を計画、組織、実行し、フラニ族の少なくとも35名が死亡、3名が負傷し、そして19名が行方不明になったと結論づけた。ヒューマン・ライツ・ウォッチの報告によれば、政府は自らが「戦術的誤り」と呼んだ件に対して懲戒処分を行うと述べたが、調査は先送りになっているとのことである。陸軍参謀総長のKeba Sangareは、この事件後に解任された。Sangareは軍に留まったが、後にある圏の知事に任命された。MINUSMAもまた、平和維持軍が村を通過してから1時間後に起こった攻撃に対する捜査を行うと発表した。2月14日の攻撃に関連して2名が逮捕、拘禁され、他の3名に対する逮捕令状が発行された。2019年3月の同村に対する攻撃の後逮捕された10名のうち、7名が引き続き拘禁されている一方で、3名は証拠不十分のため釈放された。テロリズムと移行期の犯罪を管轄する特別司法ユニット（Specialized Judicial Unit）により捜査されていたこの件は、年末においても引き続き捜査中である。

6月と7月には、モプティ州コロ圏（Koro Circle）の複数地域において、フラニ族とドゴン族のコミュニティ間で、ドゴン族が彼らの農場を耕作し、フラニ族が地元市場に通うことを許可するという和平協定が締結されたという複数の報告があった。報告によれば、政府はこれらの和平協定の仲介役ではなかった。現地の情報筋は、むしろ現地コミュニティのリーダーたちが、時にはNGOの支援も得て、仲介したと報告した。暴力的な過激派組織も一部の協定の仲介を支援したと噂された。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

拉致：ジハード主義を掲げる組織、MNLA、HCUA、及び MAA の CMA 勢力、並びに、GATIA のようなプラットフォーム内の民兵組織は、人質を取っていたといわれている。

コロンビア人でローマ・カトリックの宣教師であるセシリア・ナルバエス・アルゴティ (Cecilia Narvaez Argoti) が、マリ南部のクティアラ (Koutiala) で 2017 年にテロリストグループにより捕えられ、拘束されたままになっている。10 月 8 日、暫定政府は、現地の野党リーダーであるスマイラ・シセ、並びに、イタリア国民のピエルルイジ・マッカリ (Pierluigi Maccalli) 及びニコラ・キアッキオ (Nicola Chiacchio) に加え、フランス人の人道活動家ソフィー・ペトロナン (Sophie Petronin) が囚人交換の一環で解放されたと発表した。3 月 25 日、シセはティンブクトゥ州で議会選挙の運動中に、おそらく JNIM 系の MLF により捕らえられたといわれている。2018 年にブルキナファソで拉致されたカナダ人のエディ・ブレイ (Edith Blais) とイタリア人のルカ・タケット (Luca Tacchetto) は、国連の報道官によれば 3 月 13 日にテロリストによる監禁から逃亡したとのことである。

身体的虐待、刑罰、及び拷問：複数の人権 NGO は、紛争に関連して、MDSF、武装集団、少数民族の自衛団、及びテロリスト集団により行われた身体的虐待、拷問、及び刑罰に関する数多くの事例を報告した。

児童兵士：2014 年以来初めて、「児童と武力紛争に関する国連年次報告書」(UN's annual Report on Children and Armed Conflict) は、FAMa が国内の戦力として児童を徴兵し、使用したと主張した。10 月の時点で、FAMa により徴兵され、使用されたことがわかっている児童の全員が解放された。

CMA や、GATIA のようなプラットフォーム内の一部の武装集団は、戦闘員及び非戦闘員として児童兵士を徴兵し、使用していたといわれている。

国連は、武装集団による 9 歳から 17 歳までの児童兵士の徴兵と使用に関して検証した。これらの武装集団には政府の支援を受けたうえに連携もしているものも含まれ、また、時には MDSF も児童兵士の徴兵と使用を行っていた。国連事務総長から安全保障理事会に提出された、1 月から 5 月までを対象とする 2 つの報告書によれば、国連は 164 件の児童兵士の徴兵と使用を検証したが、その内 127 件は北部で署名した武装集団、21 件は MDSF、14 件はセグーとモプティのマシーナ解放戦線 (Katiba Macina)、そして 2 件はモプティのダン・ナ・アンバサグー (Dan Na Ambassagou) によるものであった。これらの報告書によれば、国連による介入の後、多くの児童 (FAMa により徴兵、使用されたことがわかっている児童全員を含む) が家族の元に戻されたということである。HRPD もまた、キダルで CMA が管理している金鉱における児童の搾取に関する情報を収集したことに加え、キダルの治安強化を目的とした「Tagaste」作戦の枠組みの中で、児童が検問所の

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

管理をさせられていたことを報告した。他の組織も児童兵士の徴兵と使用について報告したが、その中には、児童と家族の保護に関する全国理事会（National Directorate for the Protection of Children and Families）による報告も含まれており、同理事会によれば、2013 年以降に発生した児童兵士の徴兵と使用は 290 件で、そのうち 2020 年に発生したものは 10 月 6 日の時点で 70 件であったということである。

6 月、国連は 2019 年 1 月から 2019 年 12 月までを対象とする「児童と武力紛争に関する国連年次報告書」についても公表し、同期間において 9 歳から 17 歳までの 215 名の児童（男児 189 名、女児 26 名）が、多くの場合は武装組織により徴兵され使用されていたが、MDSF においてもこの種のことが行われていたということを、2014 年以降で初めて検証した。このうち 140 件で、児童は 2019 年よりも前から徴兵され、搾取されていた。国連は、武装組織のなかで関与したものとして、CMA、MNLA、MAA、HCUA、及び GATIA を含むプラットフォームのメンバー集団を特定した。MDSF はクーリエや家事手伝いなどの支援任務要員としてガオ州から 24 名の児童を徴兵し、使用したといわれている。2019 年 11 月、これらの 24 名の児童は解放されて家族の元に戻されたか、又は国際機関により保護された。

政府は、2020 年に発生した児童兵士に関連する犯罪に関与した、腐敗した役人又は人身売買業者に関する捜査、起訴、又は有罪判決について全く公表していない。

米国務省の年次「人身売買報告書」（Trafficking in Persons Report）も
<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report/>において参照のこと。

その他の紛争に関連した虐待：MDSF、平和維持軍の兵士、国際部隊、及び国際人道援助機関に対する攻撃があった。マリ軍、フランス軍、及び国際部隊がマリ中央部及び北部において致命的な攻撃の標的となり、マリ軍には数百とは言わないまでも数十人の死者が生じ（政府は MDSF の死者の合計数に関するデータを提供していない）、また平和維持軍兵士や国際的部隊にも犠牲者が生じた。多数発生した攻撃のなかでも、例えば、3 月 19 日、ガオでの攻撃で計 30 名の兵士が殺害され、20 名が負傷した。4 月 6 日にもガオでの攻撃があり、さらに 25 名の兵士が殺害され、12 名が負傷した。5 月 10 日には、北部のアゲルホックにおける IED の爆発により 3 名のチャド人の平和維持軍兵士が殺害され、4 名が負傷した。9 月には、北部地域のテッサリト（Tessalit）でフランスによるバルカン作戦の装甲車が IED の爆発を受け、その関係者である 2 名のフランス人兵士が殺害され、1 名が負傷した。国連もまた、北部における平和維持軍兵士と人道活動家に対する攻撃の増加を報告した。報告によれば、複数の非政府組織が、治安不良のために、マリの様々な地域における活動を一定期間延期したとのことである。

MINUSMA が 2013 年に任務を開始して以来、11 月 30 日の時点で少なくとも 231 名の犠

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

犠牲者が出た。MINUSMA によれば、10 月の時点で平和維持軍兵士が死亡した事件のうち、当局により裁判にかけられたものはない。

第 2 節 以下を含む、市民の自由権の尊重

a. 報道の自由を含む言論の自由

憲法は言論及び報道の自由を規定しているが、政府はこれらの権利を制限した場合があった。

報道及びオンラインメディアを含むメディアの自由：独立系のメディアは活発に活動し、ある程度の制限はありながらも幅広い意見を表明していた。市民が民間のラジオ局による番組を聞くことや新聞を入手することは概して容易であった。7 月に数万人が街頭デモを行った際には、国営メディアでは最小限の報道しかなされなかったが、民間のメディアでは幅広く報道されていた。12 月 18 日、暫定政府は COVID-19 のパンデミックに関連して非常事態宣言を発出した。領土管理省（Ministry of Territorial Administration）から州及び地方政府への書簡によれば、この非常事態宣言により当局は、報道、ソーシャルメディア、ラジオ放送やテレビ放送を含むあらゆる性質の公表事項を統制するのに「必要な全ての措置」を取る権限が与えられたとのことであった（第 1 節 e.の「政治犯、及び政治的理由による非拘禁者」を参照）。

財務的な問題も報道機関が伝える内容を偏らせていた。ほとんどの報道機関は資源に限りがあった。ジャーナリストの給料は極めて低く、多くの報道機関はジャーナリストがメディアイベントに出席するための交通費を支払うことができていなかった。ジャーナリストはイベント主催者に交通費を支払うよう頼むことが多く、「交通費」と「日当」という用語は報道に対する報酬支払制度の婉曲語句であり、多くの場合は財務状態の良い組織ほど好意的な報道がなされていた。

暴力行為及び嫌がらせ：バマコと南部の他の地域におけるメディア環境は、散発的な検閲やジャーナリストに対する脅迫の報告があったものの、比較的開放的であった。国境なき記者団（Reporters without Borders）によれば、新聞 L'Independent の記者は、マリにおける COVID-19 の流行について報道した後、一時的に逮捕されたとのことである。北部の状況について報道することは、活発に活動している武装集団の存在のため、引き続き危険であった。ジャーナリストは政府により機密情報とされた軍に関する情報を入手するのが困難であり、また治安状況のために北部を訪問することはできない場合が多かった。

検閲又は内容の制限：マリのメディア規制当局である通信最高機関（High Authority for Communication）のみが、メディアの内容に関する法的な決定を下す権限を与えられてい

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

る。

誹毀行為及び名誉棄損に関する法律：同法により、名誉毀損の有罪判決に対しては罰金刑及び禁錮刑が適用される。COVID-19 のパンデミック後、Ami Maiga は、「COVID-19 に感染している」ことを知りながら Maiga はフランスからマリへの飛行機に搭乗したと主張した Ouverture Media の 2 名のジャーナリストを告訴した。9 月 30 日、この 2 名の被告は名誉毀損により有罪となった。彼らは相当な額の罰金刑を受け、Maiga に対して 600 万 CFA フラン（10,400 米ドル）の損害賠償金を支払うよう命じられた。

安全保障：国家の安全を損なう行為、軍を墮落させる行為、国家元首に対する侮辱、扇動、敵との共謀等の行為は刑法により犯罪とされる。12 月後半、暫定政府の不安定化を企んだとして 5 名の著名人が逮捕された。12 月 31 日、検察庁は「政府に対する陰謀の企て」及び「国家元首に対する侮辱」の容疑で 6 名が取調べを受けていると発表した。嫌疑をかけられている者には逮捕された 5 名が含まれたが、そのなかには、ラジオの人気司会者に加え、ケイタ前大統領の首相であったブブ・シセ（Boubou Cisse）がいた。検察官によれば、ブブ・シセの所在は不明とのことであった。

インターネットの自由

7 月の抗議運動中、政府は全土でインターネット接続を制限及び一時停止した。これらの抗議運動中に発生した人権侵害を集中的に報告した 11 月の報告書において、MINUSMA の HRPD は、ツイッター、フェイスブック、及びインスタグラム、並びに、メッセージアプリのメッセンジャー及びワッツアップといったソーシャルメディア・プラットフォームが、抗議運動中にオレンジとマリテルのネットワークではアクセスできなくなったと指摘した。インターネットの自由に関する NGO の NetBlocks も同様に、7 月 10 日から 15 日までの反政府デモ中にソーシャルメディアとメッセージの送受信が制限されたと報告した。マリ・オンラインプレス記者協会（The Malian Association of Online Press Professionals）は妨害行為を非難した。

正当な法的権限なしに政府が民間のオンライン通信を監視していることを示唆する信憑性の高い報告はなかった。

学問の自由及び文化的な行事

学問の自由及び文化的な行事に対する検閲に関連する政府による規制はなかった。しかしながら、政府による COVID-19 対策により、時には文化・教育イベントが制限された。一部のアーティストや学生は、このような制限による長期的な影響の可能性に関して懸念を表明した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

b. 平和的集会及び結社の自由

平和的集会の自由

憲法及び法律は、集会の自由を規定しているが、政府がこの権利を常に尊重しているとは限らなかった。6月から8月までの間に、反政府デモの参加者は、政府の透明性の向上に加えて、少なくとも30議席に関する暫定選挙結果を覆した憲法裁判所による国民議会選挙の最終結果に関する発表を受け、当時のイブラヒム・ブバカール・ケイタ大統領の辞任を求める複数のデモを組織した。複数の報告書によれば、国の治安部隊がデモ隊、及び時には略奪を行う者らを解散させるために動員された。報道機関、人権団体、及び MINUSMA の HRPD は、治安部隊が催涙ガスのみならず実弾も使用したと報告し、過剰であり、また致命的な武力の行使であると非難した（第1節 a.を参照）。

抗議運動と市民的不服従運動の呼びかけに関連して、M5-RFP のリーダーの一部は逮捕され、憲兵隊キャンプ I に少なくとも48時間拘禁された。MINUSMA の HRPD は、7月10日から13日までのデモ中に少なくとも200名が逮捕され、憲兵隊キャンプ I 及びバマコにある複数の警察署に拘禁されたと報告した。カイの抗議運動でも、現地で逮捕者が出た。多数のデモ参加者が逮捕されたが、裁判記録によれば、起訴されたのは21名にすぎない。逮捕、起訴されたデモ参加者は、平和を攪乱し、暴力を扇動した罪で起訴された。2名が無罪とされた一方で、19名は45日から12か月までの禁錮刑に処された。控訴裁判所の決定により、彼らは9月に釈放された。

3月には、政府は COVID-19 対応の一部として、市民の集会に制限を課した。

結社の自由

憲法は結社の自由を規定しているが、法律は不道徳とみなされる結社を禁止している。政府は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー及びインターセックス（LGBTI）コミュニティのメンバーによるものを除いて、結社の自由を概して尊重していた。一部の NGO が、男性と性交渉を持っている男性に特化した医療・支援プログラムを提供していたものの、マリには LGBTI 組織として知られる組織はない。

c. 信教の自由

米務省の「信教の自由に関する報告書」（International Religious Freedom Report）を <https://www.state.gov/international-religious-freedom-reports/> において参照のこと。

d. 移動の自由

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

憲法及び法律は、国内移動、外国旅行、移住、本国への帰還の自由を規定しており、政府はおおむねこれらの権利を尊重していた。

国内移動：国内での移動は正式には制限されていないが、軍及び一部の民兵組織は、表面上は治安を維持するためとして検問所を設置した。不安定な治安状況、洪水、悪路、及び、武装組織による橋梁等のインフラの意図的な破壊も移動の自由を制限していた。ガオ、キダル、ティンブクトウの住民及びモプティの一部の住民は、IED の脅威等、安全上の理由から都市を離れることを恐れていた（第 1 節 g.を参照）。MINUSMA と NGO は、ダン・ナ・アンバサグーや CMA といった様々な民兵組織や武装組織が場当たりの設ける検問所により、パトロールや人道支援活動の実施が頻繁に妨げられたと苦情を訴えた。

警察は、禁輸品の移動制限と車両登録の確認のために、日常的に一般市民と外国人を停止させ、確認していた。全土において過激派の攻撃が増加した後、バマコに入る道路と市内の道路にある警察の検問所の数も増加した。

外国旅行：COVID-19 対策を受けて、3 月 17 日、政府は陸空路の全ての国境を閉鎖するという命令を発した。7 月 25 日には空路の、7 月 31 日には陸路の国境がそれぞれ開放された。3 月 26 日、政府は外出禁止令も発出したが、5 月 9 日に解除された。

8 月 18 日に起こった軍による政府転覆を受け、8 月 19 日、CNSP は空港を閉鎖し、外出禁止令を発出した。8 月 21 日、CNSP は空港と国境を再開したが、政府転覆に対する ECOWAS からの制裁のために、ECOWAS 加盟国との陸空路の国境は 10 月 6 日まで閉鎖されていた。9 月 6 日、CNSP は外出禁止令を解除した。

e. 国内避難民（IDP）の地位と扱い

頻発するコミュニティ間の暴力事件を含む、マリ北部及び中央部の治安状況のために、多くの人々が自宅から逃れることを余儀なくされ、一部は国外に庇護を求めた。さらに、地域の不安定さ、とりわけ国境を接するニジェールとブルキナファソにおける状況のために、マリ人の難民が帰還し、ニジェール人とブルキナファソ人の難民が流入する事態となった。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、10 月 31 日の時点でマリ国内の国内避難民（IDP）が 287,496 人、9 月 30 日の時点で近隣諸国（ブルキナファソ、ニジェール、モーリタニア）にいるマリ人の難民が 143,301 人と報告した。約 10 万人の IDP が過去 12 か月間に登録され、IDP 全体のおよそ 40%はモプティ州内に登録されたとみられる。テロ行為及び山賊行為による不安定な状態は依然としてこの国の大部分で課題となっていた。マリ中央部におけるコミュニティ間の暴力事件と民族紛争は、引き続き治安の不安定さと国内避難の懸念の原因となっていた。国連人道問題調整事務所（OCHA）によれば、同国における IDP の 58%は子どもであったということである。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

連帯及び貧困撲滅担当省（The Ministry of Solidarity and the Fight against Poverty）は IDP を登録し、政府は IDP に支援を提供していた。IDP は一般的に、親戚宅、友人宅、又は賃貸宿泊施設で暮らしていた。ほとんどの IDP は都市部に居住し、食糧や水、その他の支援を受けていた。人道支援を受けるために身分証明書は必要ではなかったが、全ての避難家族の半数もが、学校を含む公共サービスを容易に受けられるようにするために必要である、公的な身分証明書を持っていなかった。援助団体は、アクセスが許可される限り、全国の IDP に対して人道的支援を行っていた。

f. 難民の保護

政府は、IDP、難民、庇護要請者、及びその他の配慮を必要とする人々に対する、一定の保護サービスを含む人道支援の提供において、UNHCR 及びその他の人道援助機関と全般的に協力していた。治安上の制限と 2015 年のアルジェ和平合意を維持できなかったことにより、人道支援は影響を受けた。

庇護へのアクセス：法律は庇護又は難民認定の付与を規定しており、政府は難民保護のための制度を確立している。難民を担当する国家委員会は、UNHCR からの援助を受けて活動していた。国内で登録された難民のうち約 1 万 5,000 人はアフリカ系モーリタニア人のルーツを持つ人々であった。

一時的保護：政府の国際移住局（Office of International Migration）が、難民認定を得られないかもしれない者への一時的な保護措置を担当している。国家難民委員会（National Commission for Refugees）が、難民申請又は庇護申請を裁決し、庇護を認めるかどうかの決定が出るまで一時的に保護する。

第 3 節 政治プロセスに参加する自由

憲法及び法律は、市民に、普遍的かつ平等な参政権に基づいて実施される自由で公平な定期選挙で、自国政府を無記名投票で選択する権利を与えており、一般市民は、多少の困難はあったもののその権利を行使した。

選挙と政治への参加

最近の選挙：当初は 2018 年 10 月に予定されていたものの再三にわたり延期された議会選挙が、3 月 29 日に約 18 か月遅れで実施された。4 月 19 日には決選投票が行われた。選挙運動は、国の中央部及び北部の治安状況による影響を大きく受けた。野党候補の多くは、移動の自由に対する制限、物資の補給の問題、投票者への脅迫と選挙買収の疑い、及び資金面の制約によって、マリ中央部や北部の多くの地域で選挙活動ができなくなっていた。3 月 25 日、野党リーダーのスマイラ・シセが、伝えられるところでは MLF（JNIM 系組

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

織)により、ティンブクトゥ州での選挙運動中に捕らえられた。彼は10月8日に解放された。

MINUSMAによれば、全国に配置された約5,000人の選挙監視員が、投票者に対する弾圧及び脅迫、選挙関連資材の破壊、並びに中央部と北部における誘拐等の事件を報告した。COVID-19、治安の不安定さ、選挙買収と脅迫の疑いにより投票率は低く抑えられ(国連の報告では、第一次が35%、第二次が36%)、選挙結果に対しては無効の申立てがなされた。4月30日、憲法裁判所は、選挙の監視を行う領土管理省により発表されていた30議席に関する暫定結果を覆した。最終結果に関して全国で異議が唱えられ、6月から8月にかけて、政治的危機と時には暴力的なデモを引き起こし、数万人が大統領の辞職、国民議会の解散、及び憲法裁判所のメンバーの辞任を求めて街頭デモを行った(第1節a.を参照)。

8月18日の午前中に発生し、複数の政府及び軍関係者の逮捕をもたらした、軍による反乱の後、当時のケイタ大統領が同日の夕刻に逮捕された。8月19日の深夜過ぎ、ケイタは短いテレビ演説を行い、そのなかで大統領の職を辞し、政府と国民議会を解散した。その後8月19日の午前中には、反乱軍のリーダーたちが軍事政権であるCNSPの設立を発表した。ECOWASはマリに対して速やかに制裁を発動し、当初は直ちに憲法秩序に戻ることを求めていたが、最終的には18か月間の民政移管に向けた暫定政府に同意した。9月24日には、前国防相で退役軍人のバ・ヌダウ大佐(Colonel Major Bah N'Daw)が暫定政府の大統領として宣誓就任し、CNSP議長のアシミ・ゴイタ(Assimi Goita)大佐が暫定政府の副大統領として宣誓就任した。9月27日、ヌダウは前外務相(2007年から2009年まで)のモクタール・ウアンヌ(Moctar Ouane)を暫定政府の首相に指名した。10月1日、暫定憲章(transition charter)が公表されたが、大統領の失格に伴う継承順位に関する具体的な記述はなかった(第1節d.の「恣意的な逮捕」を参照)。

女性及び少数民族の参加：法律は、政治プロセスにおける女性又は少数民族の参加を制限しておらず、両者ともに参加していた。しかしながら、女性が公式及び非公式な役割で政治参加することは、女性がそういった役割を担うことをタブー視する又は不適切とみなす文化的・宗教的要因のために、制限される場合があった。2015年の法律では、党の候補者リストの少なくとも30%が女性候補者のために確保され、政府高官被指名者の30%は女性となることが求められている。この法律はケイタ元大統領の2期目の最初の内閣では完全に遵守され、32名の閣僚のうち女性は11名であった。しかしながら、2019年4月に発足した第二次内閣では、38名の閣僚のうち女性は8名であった。暫定政府では、25名の閣僚のうち女性は4名であった。

法が定める女性候補者の割合は、3月と4月に実施された議会選挙ではおおむね遵守さ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

れ、国民議会の 147 名の議席中、28%にあたる 41 議席が女性により占められた。女性が 14 議席を有していたそれまでの国民議会から増加することとなった。8 月 18 日に発生した軍による政府転覆と、8 月 19 日のケイタ前大統領の辞任及び政府の解散後、国民議会は、結局はケイタ前大統領により解散させられた。

8 月 19 日の解散前、国民議会には、東部と北部のガオ、ティンブクトゥ、及びキダルの各州を代表する、歴史的に疎外されてきた牧畜民と遊牧民の少数民族から少なくとも 8 名の議員がいた。前首相ブブ・シセの内閣には遊牧民の少数民族のメンバー 1 名が含まれていた。

3 月と 4 月の選挙で当選した、解散した国民議会の議員であった 3 名のトゥアレグ人議員は北部武装集団のメンバーで、そのうち 1 人はガオ州選出で MAA を代表し、1 人はキダル州選出で HCUA を代表し、1 人はアンソング（Ansongo）選出で CMA を代表していた。ドゴン族の自衛団であるダン・ナ・アンバサグーのメンバーの 1 人もコロ圏から選出された。

第 4 節 汚職、及び政府内の透明性の欠如

法律は、公務員による汚職に対して刑事罰を定めているが、政府はこの法律を有効に執行しておらず、公務員は汚職行為をしても刑事責任を免れる場合が多かった。政府の汚職に関する報告が数多くあった。

汚職：汚職は行政の全部門で広がっていた。当局は、警察に汚職の取締まりに関する責任を負わせていなかった。公務員、警察、憲兵は、頻繁に賄賂を強要していた。

2019 年と（2020 年）7 月に、マリの一般監査人が、政府と公的機関の無駄な支出、不正行為、権力の乱用に関する報告書を発表した。アビジャン、カイロ、アジスアベバにあるマリ大使館は、それぞれ 11 億 6,000 万 CFA フラン（201 万米ドル）、26 億 CFA フラン（451 万米ドル）、1,560 万 CFA フラン（2 万 7,000 米ドル）に上る財務上の不正行為により調査を受けた。伝えられるところでは、不正は為替レートの改ざん、未承認の資金債務、及びこれら的大使館の一部職員に提供された不適切な金銭的利益に関するものであったということである。10 月の時点で、調査は継続中である。2019 年 10 月、バマコの前市長は、2010 年のバマコでの電力供給に関する、14 億 CFA フラン（240 万米ドル）の契約に関係する不正行為の疑いにより起訴されて有罪判決を受け、禁錮刑を受けた。5 月 22 日、彼は保釈された。

資産開示：憲法は、大統領、首相、及びその他の閣僚が、財務諸表と純資産を記した申告書を最高裁判所に毎年提出するよう義務付けている。最高裁判所内の一部門である会計裁

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

判所（Court of Accounts）が、資産開示の監視と検証を担当している。遵守しないことに対する制裁はない。会計裁判所は、政府高官が任期の開始時及び満了時に全ての資産と負債を明らかにし、その在職期間中も毎年最新の情報を提供することを義務付けている。彼らの配偶者や子どもの資産や負債の開示までは義務付けていない。資産開示情報の受付を担当する機関である、違法蓄財撲滅中央事務局（Central Office to Fight Illicit Enrichment : OCLEI）は引き続き運営されており、また OCLEI が受付担当となつてから、約 1,500 名の政府高官が資産開示を提出したと報告した。憲法は提出された申告書を公表することを要求しているが、一般に、公表されることはなかった。暫定憲章においては、資産開示は明確には求められていないものの、憲法は暫定憲章と矛盾しない限りは引き続き適用されると理解されている。

第 5 節 人権侵害の疑いに関して国際組織及び非政府組織が実施する調査に関する政府の姿勢

多くの国内及び国際人権団体は、一般に政府の規制なく活動し、人権問題に関する調査を行い、発見事項を公表していた。複数の人権団体によれば、政府と軍の関係者らは、透明性があり、協力的で、若しくは MDSF による人権侵害の疑いに関する調査及び訴追の要求に十分に対応したとはみなされなかった。

政府の人権機関：CNDH は、司法省から管理及び予算上の支援を受ける独立した機関である。政府は、CNDH に本部とスタッフを引き続き提供していた。2016 年の CNDH に関する法案成立とその後の施行により、CNDH はその任務の完全な遂行に向けて大きな一歩を踏み出した。CNDH はより効率的で自律的な組織となった。司法省は、予算に関するより多くの管理権限を CNDH に与え、CNDH の委員には多数の市民社会団体の代表が含まれていた。資金と能力の向上を受け、CNDH は、オゴサグにおける 2 回目の虐殺事件やディアンディウメ（Diandioume）の反奴隷活動家の殺害事件などを含む、複数の人権侵害事案に関する声明を発表した。

国防省は 2020 年中に、モプティ州とセゲー州の Yangassadiou、Binedama、及び Massabougou において軍隊によって行われた疑いがある強制失踪を調査する目的で、少なくとも 3 つの調査委員会を設立した。これらの委員会は、国防省に対して封印された報告書を提出し、これにより少なくとも 2 件について司法捜査が開始された。3 件目の疑惑は信頼に足るものではないとされた。MINUSMA によれば、中央部で重大な犯罪に関与した疑いがある軍関係者に対する訴追命令が出されたが、被疑者に対する逮捕令状は 12 月の時点で発行されていないとのことである。先行する複数の事案が年末の時点で捜査中であった。

2012 年の危機に起因する犯罪と人権侵害の証拠を認め、聴聞を行い、移行期における法的

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

措置を提言する目的で創設された真実正義和解委員会（Truth, Justice, and Reconciliation Commission）は、2019 年 12 月に最初の聴聞を実施し、13 名の紛争被害者が彼らの受けた虐待について詳しく語った。同委員会は 2014 年に 3 年間の任務を行うとして設立されたが、2021 年まで延期された。12 月 18 日の時点で、委員会は 19,198 名の証言を聴聞した。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及び家庭内暴力：法律は、女性と男性の強姦を犯罪行為とし、有罪判決を受けた犯罪者に対する刑罰は 5 年以上 20 年以下の禁錮刑と定められているが、政府はこの法律を実質的に執行していなかった。強姦は深刻な問題となっていた。当局は、強姦事件のごく一部しか起訴しなかったが、これは、被害者が社会的圧力のため、とりわけ、多くの場合犯罪者は近親者であったことと報復のおそれから、強姦被害を訴え出ることが稀であったためである。法律は配偶者による強姦を明示的に禁じていないが、法執行官は配偶者の強姦には刑法の強姦に対する規定が適用される可能性があるとして述べていた。警察や司法当局は強姦事件を追及するのを厭わなかったが、裁判前に当事者同士が非公式に合意に達した場合は追求をやめることも厭わなかった。これにより、被害者が、法的システムを通じて正義を求める代わりに、犯罪に対する金銭的な「賠償」を受けるよう家族から圧力を受けかねない風潮が助長された。8 月に開始されて、延長された巡回刑事裁判所において、強姦と家庭内暴力に関する複数の有罪判決が出された。小児性愛の容疑者 1 名が有罪となり、禁錮 3 年の判決を受けた。強姦と小児性愛で有罪となった 2 名はそれぞれ禁錮 5 年の判決を受けたが、うち 1 名は未成年者を強姦したとして有罪となったギニア国籍の者であった。9 月 30 日、殺人と強姦未遂で有罪とされた者が死刑の判決を受けた。

配偶者による虐待を含む女性に対する家庭内暴力が横行していた。2012 年と 2013 年を対象としたジェンダー・アセスメントでは、マリの女性の大多数が家庭内暴力に苦しんでいることが明らかになり、76%の女性が、料理を焦がしたり、口論したり、男性に断りなく外出したり、子どもに対する不注意があったり、性交を拒否したりした場合に、男性が女性を殴るのは容認できると考えていると結論づけた。2018 年のマリ人口動態及び健康調査（2018 Mali Demographic and Health Survey）は、女性の 79%、男性の 47%がいまだにこの行為は正当化されると考えていると結論づけた。同調査では、49%の女性が配偶者からの暴力（精神的、身体的、又は性的な暴力）を経験しており、15 歳から 49 歳までの女性の 43%が身体的暴力を受けた経験があり、8 人に 1 人の女性（13%）は性的暴力を受けた経験があることがわかった。家庭内暴力を経験した女性のうち 68%は誰にも助けを求めなかったか、又は相談しなかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

配偶者による虐待は犯罪であるが、法律は家庭内暴力を明確に禁じてはいない。人権団体によれば、文化的なタブー及び法的手段に関する理解の欠如という両方の理由により、ほとんどの事案が訴えられないままになっているということである。暴行で有罪判決を受けた場合、1年以上5年以下の禁錮刑及び多額の罰金に処される。事前に計画して犯行に及んだことが明らかになった場合は、禁錮刑は最長10年となる可能性がある。それでもなお、警察は、家庭内暴力に介入するのを嫌がる場合が多かった。加えて、多くの女性は、経済的な依存のため、若しくは、社会的な不名誉、報復、又は社会からの追放を避けるため、夫の告訴には消極的であった。告訴の追跡調査をするために設立された司法省の計画統計部（Planning and Statistics Unit）は、信頼できる統計を作成していなかった。

9月21日、有名歌手のシディキ・ジャバテ（Sidiki Diabate）が、ガールフレンドからの訴えを受け、家庭内暴力と隔離の容疑でバマコ警察の司法調査ユニットに逮捕された。ソーシャルメディア上で彼を糾弾するキャンペーンが活発に行われ、彼はコンサートへの出演もできなくなってしまった。9月24日、彼は正式に起訴され、拘禁された。9月26日、ジェンダーに基づく暴力と戦うプラットフォーム（Platform Against Gender-Based Violence）はジェンダーに基づく暴力の被害者を支援するためにデモ行進を行った。10月2日、逮捕された歌手の支援者は彼の名誉のために抗議デモの実施を表明したが、しかしそれは撤回された。現地メディアは、ジャバテが12月29日に保釈されたと伝えた。彼の裁判は年末の時点で保留となっていた。

MINUSMAによれば、過激派組織もまた、ティンブクトゥ州及びモプティ州で女性にベール着用を強制し、威嚇と脅迫により女性に「控えめ」な振る舞いを強要したことに関与したとのことであった。伝えられるところによれば、ティンブクトゥ州のディアンケ（Dianke）地方ではベールを被っていなかった女性が脅迫を受けた一方、モプティ州のBinedamaでは全ての女性がベール着用を強制されたという。国連も、マリ北部及び中央部において、過激派武装分子及び署名した武装組織による紛争に関連した性的暴力が増加していると報告した。

国連事務総長から安全保障理事会に提出された、マリの状況に関する3月20日付けの報告書において、MINUSMAは少なくとも8件の紛争に関連した性的暴力を検証した。同報告書によれば、「これらの事案には、ティンブクトゥ州のいわゆる過激派分子による4人の女兒の強制結婚、アザワド救済運動（Mouvement pour le salut de l’Azawad）のメンバーによる犯行とされているメナカ（Menaka）での2人の女性の強姦、ガオ州でのアザワド運動連合とレジスタンス愛国戦線（Coordination des mouvements de l’Azawad et Front patriotique de resistance）の分子による女兒に対する集団での性的暴行、及びガオ州でのMDSFのメンバーによる5歳の少女に対する性的暴力が含まれる。」とのことであった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

MINUSMA によれば、紛争関連の性的暴力への対抗にあたり高位聖職者評議会（High Islamic Council）が果たす役割に関して議論した 1 月 21 日のワークショップの後、高位聖職者評議会の議長は宣言に署名し、紛争関連の性的暴力を非難するファトゥワ（fatwa）の発出を含め、ジェンダーに基づく暴力の防止に確実に取り組むこととした。

女性器切除（FGM/C）：マリでは FGM/C は合法である。特定の北部地域を除き、全ての宗教及び民族が、特に農村部で FGM/C を広く実施していた。FGM/C は合法であるが、当局は国立の保健所での実施を禁じていた。

両親は一般的に娘が生後 6 か月から 9 歳までの間に FGM/C の施術を受けさせていた。2018 年のマリ人口動態及び健康調査によれば、15 歳から 49 歳までの女性の 89% が割礼を受けていたものの、この割合は地域によって大きく異なり、ガオ州では 2% に満たない程度であったがクリコロとシカソ（Sikasso）では 95% 以上に達した。割礼の約 76% が 5 歳になる前に、ほとんどの場合（99%）は伝統的な施術者によって行われた。同調査によれば、約 70% の男性と 69% の女性は、切除は宗教的に求められていると理解しており、全人口の 4 分の 3 は、ジェンダーにかかわらず、この慣習は継続されるべきと考えているとのことであった。政府が実施する FGM/C の危険性に関する情報提供キャンペーンが、国内の治安が許す地域の一般市民に行き渡った。人権団体は、教育を受けた両親を持つ子どもの間では FGM/C の施術が減少したと報告した。

性的嫌がらせ：性的嫌がらせは、法律によって禁じられていない。政府は性的嫌がらせを防止する努力をせず、学校を含めて日常的に起こっていた。

生殖権：法により、カップル及び個人らは、子どもの人数、間隔、及び子どもを持つタイミングを決定し、差別、強制、及び暴力とは無関係に自らの性と生殖に関する健康を管理する権利を有する。しかしながら、多くのカップル及び個人らには、これらの権利に関する情報や権利を享受するための手段がなかった。

避妊手段の入手に対して悪影響を及ぼす政府の政策はないものの、女性や女兒は、自らの性と生殖に関する健康を管理するにあたり、夫や家計に影響力を持つ家族の同意といった文化的、社会的な障壁に直面した。

医療施設までの距離や雨季には浸水する道路のために、農村部に住む人々は、適切な医療が容易には入手できなかった。

性と生殖に関する健康に関する情報を入手するにあたり、障害を持つ女性は、医療施設に入る際の物理的な障壁、意思疎通上の障壁、医療提供者による差別的で侮蔑的な扱い、そして、性と生殖に関する健康についての情報が入手可能な形式で準備されていないこと等

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の、明らかな障壁に直面した。

性と生殖に関する健康に関して政府が提供するサービスは、紛争に関連して発生したものも含む、性的暴力の被害者にも利用可能であったものの、このサービスはほとんどこのことに特化されたものではなかった。性的暴力などのジェンダーに基づく暴力の場合、被害者は一般的な医療施設での治療を希望するが多かった。欧州連合（EU）、国連人口基金（UNFPA）、及び国連女性機関（UN Women）の支援を受けた新たな取組であるスポットライト（Spotlight）を通じて、政府は、バマコ及びガオ、モプティ、カイ、クリコロの各州にある紹介制医療機関である 10 か所の「ワンストップ・センター」において、ジェンダーに基づく暴力の被害者に対し家族計画のカウンセリングなどの特化した支援を提供した。

産婦死亡率は、生児出生 10 万件あたり 325 件であったと推定され、医療機関で出産した女性の 67%は熟練の医療提供者による支援を受けた。産婦の死亡の主な要因として、出産前、出産時、そして出産後のケア・サービスの入手が困難で、あまり利用されていないことが挙げられる。産婦死亡に直接関係する主な産科的要因は、大量出血（37%）、子癇（11%）、そして敗血症（11%）であった。FGM/C は、母体罹患率の原因となる深刻な公衆衛生上の問題であった。UNFPA によれば、未熟児の出生率は 1,000 件あたり 164 件であった。

人口抑制の強要：政府当局からの妊娠中絶の強要、又は強制避妊手術に関する報告はなかった。

差別：法律は、特に離婚や相続に関して、男性と同じ法的地位と権利を女性に対して定めてはいない。女性は夫に従うことを法的に義務付けられており、特に離婚、子どもの親権、相続の場合に不利である。男性と同じ職業、職務、及び産業において雇用されている女性には法的な制約があった。女性が法的サービスを利用する機会は非常に限られ、これは教育の欠如、情報の不足、及び法的サービスの法外な費用が原因であった。政府は、この法律の差別的な性質にもかかわらず、それを有効に執行していた。

法律では平等な財産権が定められているが、伝統的な慣習や法律の無知によって、女性は自分の財産権を十分に行使することができなかった。婚姻契約書では、夫婦が不動産の権利を共有したいかどうかを明記しなければならない。イスラム教徒の夫婦の婚姻証明書に結婚の種類が明記されていない場合、裁判官は結婚が一夫多妻であると推定する。

女性・子ども・家族の地位向上省（Ministry for the Promotion of Women, Children and the Family）は、女性の法的権利を確保する責務がある。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

子ども

2019 年の推定によれば、全人口の半数を超える人々が 18 歳未満である。(2020 年) 6 月の時点で、国連は 242 万人の子どもが人道支援を必要としていてとみていた。国連児童基金 (UNICEF) の子どもに関するデータによれば、繰り返される攻撃のために、子どもの死亡、銃創又は火傷、移住及び家族からの分離、強姦やその他の性的暴力を含む暴力にさらされること、逮捕・拘禁、並びに精神的なトラウマのリスクにつながった。年間数百人の子どもたちが武装組織により徴兵されていると推定された。

出生登録：子どもの市民権は、両親のいずれかが市民権を有する場合に、又は国内における出生により得られ、出生登録は出生から 30 日以内に行うことが法律によって義務付けられている。30 日を過ぎて出生登録が行われた場合には、罰金が科される可能性がある。女兒は、男児よりも出生登録をされない可能性が高かった。

政府は出生の全てを直ちに登録していたわけではなく、特に農村部でその傾向が見られた。複数の組織は、全ての村をカバーするのに十分な数の登録所がないために、特定の地域では登録率の低さに拍車がかかっていると指摘した。2019 年 12 月の UNICEF の報告書によれば、5 歳未満の子どもの 13% は登録されていない一方で、登録されている子どもの 22% は出生証明書を受け取っていないとのことである。サービスの欠如又はサービスを利用できないこと、出生登録簿がないこと、両親が出生証明書の重要性を理解していないこと等が出生登録に関する課題であった。UNICEF によれば、政府は 2019 年中の出生の 90% 近くを登録したとのことであった。政府はバイオメトリック・データを収集し、国民全員に固有の識別番号を割り当てたため、2014 年に国勢調査を実施した。その際、出生時に登録されていなかった子どもが新たに登録されたが、このような子どもに発行された出生証明書数は不明であった。複数の現地 NGO が、出生時の子どもの登録、及び教育と政府のサービスを受けるのに非常に重要であるという登録の利点を両親に教える目的で、海外の支援団体と共に活動していた。出生登録はまた、子どもの保護に加えて、子どもが武装組織に徴兵されたり拘束されたりした場合に、解放や家族との再会を円滑に進める場合にも重要な役割を果たす。

教育：無償の普通教育は憲法によって定められ、6 歳から 15 歳までの子どもを対象にした義務教育は法律によって定められている。それにもかかわらず、多くの子どもが学校に通っていなかった。親は多くの場合、子どもの授業料を支払うのみならず、制服や学用品も準備しなければならなかった。子どもの入学に影響を及ぼすその他の要因には、最寄りの学校までの距離、交通手段の欠如、教師の不足、2019 年 12 月から (2020 年) 9 月 13 日まで長く続いた教師のストライキ、教材の不足、学校給食計画の欠如などがあった。女子の入学率は全ての学年で男子よりも低く、この原因は、貧困、文化的に男子の教育が優先

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

されること、女子の早婚、及び女子への性的嫌がらせであった。2018年のマリ人口動態及び健康調査によれば、15歳から49歳までの男性の53%が全く教育を受けていないのに比べて、同じ年齢層の女性はその割合が3分の2で、読み書きができるのは男性の47%に比べ、女性は28%にすぎない。

3月19日、政府はCOVID-19のパンデミック対策として学校の閉鎖を発表した。同時に発生した教師のストライキとも相まって、学校は、教員組合とCNSP（政府転覆後の事実上の当局）が昇給に関して合意に達した9月13日まで、事実上閉鎖されたままであった。12月には、COVID-19の第2波を抑えるために学校は再び閉鎖された。マリでは380万人近くの子どもが2020年の学校閉鎖により影響を受けたと推定される。

6月には、国連が、年初以来、ガオ、キダル、ティンブクトゥ、モプティ、セグーの各州にある少なくとも1,261の学校が紛争のために閉鎖されたと報告した。反政府勢力が学校を活動拠点として使用する場合があるため、多くの学校が損傷又は破壊された。国連はまた、政府の治安維持部隊も学校の敷地を活動拠点として使用する場合があったと報告した。MINUSMAは、年の前半に少なくとも7つの学校が攻撃を受けたか又は標的とされたと報告した。ジハード主義集団は、宗教的な教育のみを行わない学校は閉鎖すると教師及び地域コミュニティを頻繁に脅迫した。2020年に紛争に関連して閉鎖された学校は1,261校を超え、2018年から2019年までの学年度における閉鎖件数であった900件から増加し、2017年から2018年までの学年度における閉鎖件数の2倍となった。閉鎖された学校の大多数はモプティ州にあった。

児童虐待：児童虐待に関する政府の広範囲な統計は存在しなかったが、この問題は至る所で起きていた。児童虐待のほとんどは報告されないままであった。年の前半6か月に関して詳述しているMINUSMAのHRPDによれば、39名の児童が殺害されたが、これは2019年の同期間に報告された人数の4分の1少ない数であった。国連は1月から6月までの間に、254人の児童に対する402件の深刻な虐待（児童の徴兵又は兵士としての利用、児童の殺害及び児童への傷害、強姦及びその他の深刻な性的暴力、拉致、学校及び病院への攻撃、又は子どもに人道支援を受けさせないことと定義される）を検証した。警察と連帯人道支援活動省（Ministry of Solidarity and Humanitarian Action）内の社会福祉事業部は、報告された児童虐待や育児放棄の事案の一部を調査して介入していたが、政府が虐待や育児放棄を受けた子どもに対してサービスを提供することはほとんどなかった（第1節gの「児童兵士」も参照）。

児童婚、早婚、及び強制結婚：保護者の同意なしに結婚できる最低年齢は、女子で16歳、男子で18歳である。女子は、親の同意と民事裁判官の承認があれば15歳で結婚することができる。当局はこの法律を、特に農村部では事実上は執行しておらず、児童婚、早

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

婚、及び強制結婚が全国的に問題となっていた。女子はまた、武装組織の戦闘員やリーダーたちの「妻」として連れ去られた。UNICEF の 2017 年のデータによれば、女性の 54% が 18 歳までに結婚し、16% が 15 歳までに結婚していた。

国内の一部の州、特にカイ州とクリコロ州では、女子が 10 歳という幼い年齢で結婚していた。14 歳の少女が、年が倍も離れた男性と結婚することも日常的に行われた。現地の人権団体によれば、担当官が、15 歳未満の女子が結婚するのに十分な年齢であるとする虚偽の出生証明書やその他の書類を受領することが頻繁にあったという。NGO は児童婚、早婚、及び強制結婚の撲滅を目指して意識向上キャンペーンを実施していた。

子どもの性的搾取：営利目的のものを含む子どもの性的搾取は、法律で禁じられている。性的搾取の対象が大人か子どもかを問わず、有罪判決となった場合の刑罰は 6 か月以上 3 年以下の禁錮刑及び多額の罰金である。有罪判決を受けた児童売買人に対する刑罰は、5 年以上 20 年以下の禁錮刑である。児童ポルノを含む強制わいせつ行為で有罪判決となった場合の刑罰は、5 年以上 20 年以下の禁錮刑である。マリには強姦に関する制定法があり、合意の上の性行為が認められる最低年齢を 18 歳と定めている。この制定法は、婚姻の法定最低年齢が女子で 15 歳であることと矛盾し、施行されなかった。子どもに対する性的搾取が発生していた。

幼児殺害又は障害を持つ幼児の殺害：一部の売春婦及び家事使用人は、避妊の手段を利用できないこと、あるいは避妊に関する知識不足が主な原因で幼児殺害を行っていた。

残留孤児：UNICEF は、2020 年の初めから家族に伴われていなかった又は家族と別れ、一時的な世話や保護サービスを受けている子どもが、3 月の時点で 79 名いると報告した。OCHA によれば、国内の IDP の 58% は子どもが占めているということであった。

国際的な子の奪取：マリは、1980 年に採択された国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約、Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction）の締約国ではない。米 국무省の「国際的な親による子の奪取に関する年次報告書」（Annual Report on International Parental Child Abduction）を <https://travel.state.gov/content/travel/en/International-Parental-Child-Abduction/providers/legal-reports-and-data/reported-cases.html> において参照のこと。

反ユダヤ政策

国内にいるユダヤ人は 50 人未満で、反ユダヤ行為があったとの報告はなかった。

人身売買

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

米務省の「人身売買報告書」(Trafficking in Persons Report) を
<https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report> において参照のこと。

障害者

憲法及び法律は、雇用、教育、飛行機及びその他の交通手段による移動、医療、司法制度、並びにその他の国のサービスの利用機会に関して、身体障害者、知覚障害者、知的障害者、及び精神障害者の権利を明確に保護してはいない。公共施設へのアクセス性について義務付ける法律はない。障害を持つ人々は基本的な医療を受けることはできるが、政府は障害者の権利の保護を優先していなかった。障害者の多くは物乞いに頼っていた。

精神障害者は、社会的偏見、及び公共の施設内における監禁に直面していた。事件を担当する裁判官が犯罪の容疑者に精神障害があると考えた場合、裁判官はその容疑者の精神鑑定を医師に依頼していた。心理学に関する研修が不足している医師が担当する場合もあったが、担当医師からの勧告に基づいて裁判所は、容疑者をバマコの精神科病院に移送するか、又は裁判を続行した。

連帯人道支援活動省は、障害者の権利の保護を担当している。同省は、障害者の所得獲得機会を促進する活動を主催し、マリ障害者団体連合会 (Malian Federation of Associations for Handicapped Persons) 等の基本的サービスを提供する NGO と協働していた。政府は全国で 8 校の聾学校を管轄していたが、物資、又はその他の支援はほとんど提供していなかった。

国籍、人種、民族に関する少数派集団

「ベッラ (Bellah)」と呼ばれることが多い黒人系トゥアレグ族に対する社会的差別が依然として行われていた。トゥアレグ族の中には、黒人系トゥアレグ族から基本的な市民的自由を奪っている集団もあった。この原因は、世代間にわたる奴隷制のような慣習及び使用人としての立場が受け継がれることにあった。

奴隷の所有主が、自身の奴隷であるベッラの子どもを誘拐したという報告が引き続きあった。奴隷所有主は、奴隷とその子どもを財産とみなし、奴隷の子どもたちを養育するために親の許可を得ずにどこかに連れて行ったといわれている。奴隷制度に反対する組織 Temedt は、カイ州でワークショップを開催し、地域社会が奴隷を所有する慣習を止めるように説得した。カイ州のディーマ (Diema)、ニオロ・デュ・サヘル (Nioro du Sahel)、及びイエリマネ (Yelimane) 地域では、2019 年に奴隷制度に服することを拒否して強制移住させられた 2,000 所帯を超える家族が、依然として移住させられた状態にあり、農業への従事を妨げられ、社会的サービスを受けることができないでいた。加えて、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

政府の交渉により 213 の家族がカイ州ケルワヌ（Kerouane）に帰還することが許されたにもかかわらず、村民はこれらの家族が基本的なニーズを満たそうとすることを妨げた。

9 月、複数の人権団体は、ニオロ・デュ・サヘル圏のディアンディウメにおいて、4 名が世襲の奴隷制を拒否したために拘束されて殴打され、溺死させられたと報告した。彼らの家族のうち少なくとも 95 名が逃亡したか、又は強制移住させられた。CNDH 及びその他の人権団体はこの状況を非難し、政府に対して対策を講じるように要請した。その結果、少なくとも 30 名が逮捕されたといわれている。

アルカイダとつながりがある武装イスラム主義者を支援しているという疑惑のために、コミュニティ間の暴力事件が、フラニ族（プール（Peuhl）族ともいう）とバンバラ族、そしてフラニ族とドゴン族との間で頻繁に衝突を招いていた。ヒューマン・ライツ・ウォッチによれば、この緊張関係により少数民族の「自衛団」が結成され、数千人が家を追われ、生計手段は減少し、広範囲にわたる飢餓を引き起こした。それぞれのコミュニティを代表するこのような自衛団が他のコミュニティに対する攻撃に関与しているといわれ、報復攻撃も珍しいことではなかった。

中央部では、コミュニティ間の境界を越えた暴力事件が激化した。ドゴン族とフラニ族のコミュニティ間の衝突は過激主義集団の存在により悪化し、多数の民間人が死亡する事態となった（第 1 節 g.「殺人」を参照）。

また他の例では、7 月 1 日に数時間にわたって、身元不明の銃を持った男たちがモブティ州バンカス圏にあるドゴン族の村である Panga Dougou、Djimdo、Gouari、及び Dialakanda を襲撃し、少なくとも 32 名の民間人を殺害して複数名を負傷させ、数戸の住宅に放火し、また略奪を行った。

性的指向及び性自認に基づく暴力、犯罪、その他の虐待行為

法律は、「不道德な目的のための」結社を禁じている。それにもかかわらず、事例証拠は LGBTI の人々が標的とされた件数が急増したことを示しており、彼らの完全な保護は引き続き問題となっていた。1 月、伝えられるところによれば、不適切な性行為の疑いにより 15 名の若い男性が社交イベントで逮捕された。被告らは、持っていると思われる性的指向により標的とされ、わいせつ行為、人身売買、未成年者の墮落、及び強姦の容疑で起訴された。彼らの逮捕後、彼らの一部が HIV の治療を受けていた複数の医院が家宅捜索を受けて荒らされ、一時的に閉鎖された。監視員は、これらの医院は HIV のリスクが高い層に対して治療を提供していたために標的とされたとみていた。個々の事象の具体的なつながり及び若い男性らが警察に拘禁されていた間の扱いに関する情報を得るのは困難であった。政府によれば、彼らが拘禁されたのは、こういった社会的弱者を守るためであったとのこ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

とであった。12月の時点で、15名中3名が捜査継続中のため引き続き公判前拘禁の対象となっていた。

性的指向や性自認に基づく差別を明確に禁じている法律はない。

複数の NGO の報告によれば、LGBTI の人々は身体的暴力、精神的暴力、性的暴力を経験しており、社会はそれを「矯正のための」処罰とみなしていたとのことである。暴力行為を行った者らの大半が、家族や隣人、公共の場にいる見知らぬ人々の集団であり、また警察は介入を拒むことが頻繁にあった。ほとんどの LGBTI の人々は、自分自身を孤立させ、性的指向又は性自認を隠していた。ある NGO の報告によれば、LGBTI の人々は学校を中途退学し、職場を去り、また自身の性自認を隠し、社会的偏見を避けるために医療を求めないことが多かったとのことである。

HIV 及びエイズによる社会的烙印

HIV 感染者及びエイズ患者に対する社会的差別があった。HIV の陽性者は、現地では LGBTI と同義とみなされることが多かった。政府は、この病気に関する認識を向上させ、HIV 感染者及びエイズ患者に対する差別を減少させるキャンペーンを実施した。

その他の社会的暴力又は差別

アルビノの人々に対する差別が続いていた。一部の伝統的宗教指導者たちは、アルビノの人々は特別な力を持ち、他の人々も彼らの血液又は頭部を伝統的宗教指導者に捧げれば、その特別な力を得られるという広く信じられている考えを持ち続けていた。例えば、2019 年 10 月、伝統的宗教指導者の命令により、被害者の夫を含む数人のグループが、キタ（Kita）でアルビノの妊婦を殺害した。犯人のうち 2 名は逮捕された。12 月の時点で、被害者の夫は逮捕されたままであり、この事件は保留とされている。シンガーソングライターでアルビノの活動家であるサリフ・ケイタ（Salif Keita）によれば、男性はアルビノの子どもを産んだことを理由に妻と離婚することがよくあるという。この病気に対する無理解は続き、日焼け止めを使用しないと皮膚がん非常に罹患しやすいアルビノの人々が、日焼け止めを入手できずにいた。ケイタは 2006 年に、サリフ・ケイタ・グローバル・ファウンデーションを設立したが、この団体はアルビノの人々に対して引き続き無料で医療を提供し、彼らの保護を提唱し、また彼らに対する虐待を終わらせるための教育を提供した。

10 月 3 日、マリ・アルビニズムの人々の保護協会（Malian Association for the Protection of People with Albinism）は、2017 年から 2021 年までのアフリカにおけるアルビニズムのための地域行動計画（2017-21 regional action plan on albinism in Africa）の適用を当局

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

に求めるため、バマコで記者会見を行った。同計画は、マリ及びアフリカ全土におけるアルビノの人々の権利推進を目的としているが、同協会は、当局は同計画の採択後も適用に苦慮していると主張した。

第7節 労働者の権利

a. 結社の自由及び団体交渉権

軍の隊員を除く全ての労働者は、独立した組合を結成し、それに加入し、団体交渉を行い、ストライキを実施する権利を有している。これらの権利の行使には制限が加えられている。複数の労働者が労働組合を結成するには、結成前に全員が同一の職業に雇用されていなければならないと法律に定められている。労働者が、関連する職務又は職業を離れた後に組合員のままでいられるのは1年間のみである。組合の運営又は管理を担当する組合員は、国内に居住する者であり、かつ国政選挙での投票権の一時的剥奪を伴う有罪判決を受けた者であってはならない。このプロセスは面倒で時間がかかり、政府は恣意的な、又は曖昧な理由により、労働組合の登録を拒否することがある。

労働公共サービス担当大臣は、どの組合を業種別団体交渉の代表とするのか、また業種別団体協定を承認するかどうかを決定する独占的な権限を有する。雇用主は、労働組合の代表者との交渉を拒否する裁量的権利を有する。法律は、あらゆる種類のストライキを許可し、またストライキ参加者に対する報復を禁じている。組合は、ストライキを合法的に行うためには、まずは労働法に定められている義務的調停手続及び仲裁手続を全て実施しなければならない。規則は、公務員及び国有企業の労働者に対して、計画したストライキの2週間前に通知をし、雇用主と第三者（通常は労働公共サービス省（Ministry of Labor and Public Service））との調停及び交渉に入ることを要求している。労働法は、「エッセンシャルサービス」に属する業種の労働者がストライキを行うことを許可せず、また労働大臣はそのような労働者に対して強制的に仲裁手続を命じることができる。法律が定義する「エッセンシャルサービス」とは、そのサービスの中断によって、人命、個人の安全、又は人々の健康が危険にさらされるもの、国家経済の正常な運営に影響を及ぼすもの、若しくは、極めて重要な産業部門に影響を及ぼすものである。例えば、法律はストライキを実施する警察官らに対して、警察本部と街頭に最低限の警察官の配置を保つことを要求している。しかしながら、政府はエッセンシャルサービスを一覧にして明確にはしていない。違法なストライキへの参加は、賃金と休暇以外の権利の喪失及び解雇を含む厳しい刑罰に処される。公務員はストライキを行う権利を行使した。2020年中に教師は昇給を求めてストライキを実行した一方で、バマコとカイの医療従事者も、COVID-19のパンデミックに対処するために資源の増加と個人防護具を求めてストライキを実行した。

労働法は、反組合的な差別を禁じ、組合活動のために解雇された労働者の復職について定

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

めている。政府は関連する法律を実質的に執行していなかった。反組合差別条項への違反に対する刑罰は、同等の犯罪行為に対するものと同程度であった。労働公共サービス省は、査察又は調停を実施するための十分な資源を有していなかった。このため行政手続と司法手続では、長期の遅延や上訴請求が発生していた。

当局は、結社の自由と団体交渉権を常に尊重していたわけではなかったが、労働者はおおむねこれらの権利を行使していた。政府は、組合が干渉を受けずに活動を行う権利を常に尊重しているとは限らなかった。

組合や労働者団体は政府や政党から独立していたが、様々な政党や連合と緊密に連携していた。政府職員は、1956 年以来、一部の団体協約については再交渉をしてこなかった。

b. 強制労働又は義務的労働の禁止

法律はあらゆる形態の強制労働又は義務的労働を禁じている。強制労働は発生していた。法律は、本人の同意なく契約に基づいて人を使用することを禁じており、有罪となった場合は、罰金及び過酷な懲役刑に処される。15 歳未満の者が関与している場合には、刑罰が倍になる可能性がある。刑罰が執行されるのは稀であったので、違反の抑止には不十分であった。刑罰は同等の犯罪行為に対するものと同程度であった。複数の NGO によれば、司法機関は強制労働の事案への対応には消極的であったとのことである。政府は、人身売買撲滅行動計画に資金を配分したものの、強制労働を防止又は排除する努力をほとんどしていなかった。伝えられるところによれば、政府職員が、告訴を取り下げさせようとコミュニティのメンバーを脅迫したり威嚇したりして世襲の奴隷制に関する事案に干渉したということである。

成人の強制労働が行われていたのは、ほとんどが米、綿花、乾燥シリアルの生産、及びトウモロコシ栽培を始めとする農業分野、人力による金の採掘、家庭内労働、インフォーマル経済のその他の分野であった。また、強制児童労働もこれらと同じ業種で発生していた。墮落した宗教教育者らは、少年たちに物乞いやその他の種類の強制労働又は強制サービスを強いていた（第 7 節 c. を参照）。

北部のタウデニ（Taoudeni）にある岩塩坑では、主にソンガイ族の成人男性と少年が、昔からの慣行である労働による債務返済に従事させられていた。雇用者は、特に東部と北部にあるガオ、ティンブクトゥ、及びキダルの各州で、多くの黒人系トゥアレグ族に強制労働を課し、世襲の奴隷関係を強いていた（第 6 節を参照）。

米務省の「人身売買報告書」（Trafficking in Persons Report）も <https://www.state.gov/trafficking-in-persons-report> において参照のこと。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

c. 児童労働の禁止及び雇用の最低年齢

労働法は、雇用の最低年齢を 15 歳としている。いかなる状況でも、子どもは 1 日に 8 時間を超える労働をしてはならない。6 歳から 18 歳までの女兒は 1 日に 6 時間を超える労働をしてはならない。政府は、最悪の形態の児童労働の一部を禁止している。政府の危険な職業リスト（Hazardous Occupations List）は、18 歳未満の児童による特定の作業を禁止している。労働法は、インフォーマル経済で働く児童及び自営業の児童を含む、全ての児童に適用される。最悪の形態の児童労働と児童らを適切に保護するためのマリの法的枠組みの間にはギャップがあり、労働法は、強制労働の禁止、不法行為における児童の使用の禁止、及び非国家武装集団による徴兵の禁止に関して国際的な基準を満たしていない。

児童労働法の実施は次の省によって責務を分担し、各省は各機関を通じて実施している。子ども及び女性の地位向上省（Ministry for the Promotion of Children and Women）は児童労働撲滅監視全国委員会（National Committee to Monitor the Fight against Child Labor）を通じて、司法省は各裁判所を通じて、安全保障省は国家警察倫理児童労働隊（Morals and Children's Brigade of the National Police）を通じて、国家社会保障研究所（National Social Security Institute）は公共医療の提供を通じて、労働公共サービス省は労働監督官（Labor Inspectorate）を通じて、児童労働法を執行する。これらの政府機関間の調全体制は効果的ではなく、効率が悪く、煩雑であった。当局は、児童労働法を無視することや、適用される法律を実質的に執行していないことが多くあった。資源、査察、改善指導は十分とは言えなかった。違反に対する刑罰は同等の犯罪行為に対するものと同程度であったが、全ての業種に適用されていたわけではなかった。

児童労働は深刻な問題であり、最悪の形態で行われる児童労働が特に問題であった。児童労働が集中していたのは、米と綿花の生産を始めとする農業分野、家庭内労働、金の採掘、コーランの学校が実施する強制的な物乞い、インフォーマル経済のその他の分野であった。

5 歳から 14 歳までの児童の約 25% は経済的に活動しており、そのうち 40% 以上が雇用主によって最悪の形態の児童労働を強いられていた。多くは農業での危険な作業に従事していた。複数の武装集団が、マリ北部及び中央部で児童兵士を使用していた（第 1 節 g. を参照）。児童売買も発生していた。雇用主は、強制的な家事労働のために児童、特に女兒を使用した。また雇用者は、黒人系トゥアレグ族の子どもを家事労働者や農業労働者として働かせていた。

人力による金の採掘現場での児童労働は、深刻な問題であった。国際労働組合総連合（International Trade Union Confederation）によれば、少なくとも 2 万人の児童が金採掘現場の極めて過酷で危険な状況下で働いていた。また多くの児童は、鉱石から金を分離す

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

るのに使われる有毒物質の水銀も扱っていた。

人数は不明であったが、主に 10 歳未満の小学校就学年齢の男児が全国で、生徒とその両親が資金を提供する定時制のコーランの学校に通っていた。一部のコーランの教育者（マラブー（marabout））が、「ガリブー（garibout）」や「タリベ（talibe）」と呼ばれる生徒に対して、路上での物乞い行為又は農業分野での労働を強制することが多くあった。得られた金銭は、通常はコーランの教育者に戻された。タリベは、賃金を受けることなく家事労働に従事させられる場合もあった。

労働公共サービス省は、抜き打ち検査又は苦情に基づく検査をほとんど実施していなかった。人員不足、低賃金、その他の資源の欠如によって、インフォーマル部門における法律の執行が妨げられた。バマコの検察官は、金銭目的のためだけに子どもを利用していた複数のマラブーに対する、潜在的な虐待罪の捜査を幾つか保留していた。

米労働省の「最悪の形態の児童労働に関する調査結果」（Findings on the Worst Forms of Child Labor）<https://www.dol.gov/agencies/ilab/resources/reports/child-labor/findings>、及び米労働省の「児童労働又は強制労働によって生産された品目リスト」（List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor）も <https://www.dol.gov/agencies/ilab/reports/child-labor/list-of-goods> において参照のこと。

d. 雇用と職業に関する差別

労働法は、人種、ジェンダー、宗教、政治的意見、国籍、障害、社会的地位、HIV 陽性状態、及び肌の色に基づく、雇用と職業に関する差別を禁じている。政府の労働査察庁（Labor Inspection Agency）は、人種、ジェンダー、宗教、政治的意見、国籍、又は民族に基づく差別の調査と防止を担当しているが、労働法は実質的に執行されていなかった。

雇用及び職業における差別では、ジェンダー、性的指向、障害、及び民族に関連する差別が生じていた（第 6 節を参照）。政府はフォーマル部門の主要な雇用主であり、同等の仕事に対して表向きは男性と同じ賃金を女性に支払っていたが、職務記述書の内容の違いによって給与の不平等が可能となっていた。危険とみなされる職業及び業務、並びに鉱業、建設業、工場等の分野における女性の雇用は法的に制限されていた。また、女性による著述物や画像の創作活動や販売活動は道徳に反するとみなされ、法で禁止されている。南部民族出身の雇用主が、北部民族出身の人を差別していた事例が複数あった。

e. 許容可能な労働条件

公式な最低賃金は、世界銀行の国際貧困ラインを上回る生活が可能な水準である。最低賃金の条件は、労働者の過半数を含むインフォーマル部門及び最低生存費部門の労働者には

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

適用されていなかった。政府は、最低賃金に社会保障や保健医療などの必要な諸手当を追加していた。2018年に政府は、国内最大の国家労働者組合であるマリ全国労働者組合（National Workers' Union of Mali）との団体交渉で合意に達した後、公共部門の労働者の給与を引き上げた。2018年には、銀行や保険会社も従業員の給与を引き上げた。2019年と2020年のストライキの後、（2020年）9月には教師の給与が引き上げられた。

1週間当たりの法定労働時間は40時間であるが、農業部門は例外で、季節により週の法定労働時間は42時間から48時間の範囲で変動する。法律は毎週24時間の休憩期間を義務付けており、雇用主は労働者に時間外労働に対する残業手当を支払わなければならない。法律は時間外労働を1週間に8時間までに制限している。この法律は、移民及び家事使用人を含む全ての労働者に適用されるが、2018年の国際労働機関（International Labor Organization）の報告書によれば、労働者の推計93%を含むインフォーマル部門では法律が日常的に無視されていた。

法律は、職場における労働安全衛生基準を幅広い範囲で規定している。労働者は、解雇されるリスクを負うことなく、自分の健康や安全を危険にさらす作業状況から退去し、社会保障部（Social Security Department）による調査を要請する権利を有する。社会保障部は、必要と思われる場合には是正措置を勧告する責務がある。しかしながら、当局はこのような状況で働く被雇用者を十分に保護していなかった。労働者は、職を失うおそれから、多くの場合、労働安全規則の違反を報告することに消極的であった。

労働公共サービス省は、労働安全衛生基準を実質的に適用しておらず、十分な数の労働監督官を雇用せず、同省が採用した少数の検査官には現地査察を行うための資源が不足していた。多くの雇用主は、賃金、労働時間、社会保障給付に関する規則を遵守していなかった。労働公共サービス省は、武装集団やその他の組織による2012年の北部3州の占領以来、政府がサービスを停止しているこれらの州でほとんど検査を実施していなかった。違反又は罰則に関する情報を提供した政府機関はなかった。労働監督官は、労働組合が苦情を申し立てた場合にのみ、作業場への事前通告なしの立入りと査察を行っていた。

労働環境は様々だったが、民間部門の労働環境が最悪であった。小規模で家族を中心として営まれる農業では、児童は働いてもわずかな報酬しか得られないか、又は報酬が全くなかった。家事使用人が雇用主から受け取る給与は、1か月で7,500CFAフラン（14米ドル）にすぎない場合もあった。時間外労働に関する法律の違反は、都市部で働く児童、及び人力による金採掘又は水田及び綿花畑で働く児童に対して日常的に行われていた。ある政府委員会が人力による金採掘現場における水銀の調査を実施し、金を算出するカイ、クリコロ、及びシカソの各州の、人力による金鉱採掘が行われている現場を実地調査して、労働者に対して職業IDカードを作成した。複数の労働団体の報告によれば、金鉱では雇

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

用主がシアン化物や水銀を使うことで、これらの有毒物質に触れる金鉱労働者が公衆衛生
リスクにさらされているとのことである。検査官には、職場が危険であることを示す信用
できるデータを集めるための手段が不足していた。